

第十九回国会
衆議院

内閣委員会農林委員会連合審査会議録第一号

昭和二十九年三月二十七日(土曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

内閣委員長

委員 稲村 順三君

理事 大村 清一君 理事 平井 義一君

理事 八木 一郎君 理事 山本 正一君

理事 高瀬 傳君 理事 下川 儀太郎君

江藤 夏雄君 大久保 武雄君

永田 良吉君 長野 長廣君

船田 中君 山崎 巖君

飛鳥田 一雄君 田中 稔男君

中村 高一君 辻 政信君

農林委員長

理事 佐藤洋之助君 理事 綱島 正興君

理事 福田 喜東君 理事 吉川 久衛君

理事 芳賀 貢君 理事 川俣 清吉君

秋山 利恭君 小枝 一雄君

佐藤 善一郎君 足鹿 登君

井谷 正吉君 井手 以誠君

中澤 茂一君 中村 時雄君

出席政府委員

行政管理庁次長 大野 木克彦君

総理府事務官(行政管理庁管理部長) 岡部 史郎君

農林政務次官 平野 三郎君

林野庁長官 柴田 榮君

委員外の出席者

農林事務官(大臣官房文書課長) 武田 誠三君

農林事務官(農林経済局統計調査部長) 安田 善一郎君

農林事務官(農地局総務課長) 正井 保之君

農林事務官(食糧庁総務部総務課長) 村田 豊三君

内閣委員会専門員 亀井 浩君

内閣委員会専門員 小関 紹夫君

農林委員会専門員 難波 理平君

農林委員会専門員 岩隈 博君

農林委員会専門員 藤井 信君

本日、の会議に付した事件

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一號)

○稲村委員長 これより内閣委員会、農林委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして内閣委員長であり、農林委員長は、左の表に掲げる通りとする。

第二条を次のように改める。

(各行政機関の職員の定員)

第二条 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関の区分	定員	備考
本府	一、七二四人	
公正取引委員会	二二七人	
国家公安委員会	七、五四七人	うち九五五人は、警察官とする。
警察庁	一〇五人	
国家消防本部	一八八人	
土地調整委員会	七三六人	
国家人事委員会	九〇五人	
総理府	三、二七二人	
宮内庁	一、五九三人	
調達庁	三、一一二人	
行政管理庁	二、一九人	
北海道開発庁	三、二九人	
自治庁	三、二九人	
防衛庁	三、二九人	
経済審議庁	三、二九人	

省庁	本省	計	備考
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	四一、八八八人 一〇人 一、六三七人	うち、一〇、四五一人は、検察庁の職員とする。
外務省	本省	一、六五四人	
大蔵省	国税庁	二〇、九五五人 五〇、九六九人	
文部省	本省 文化財保護委員会	六一、四九七人 四二四人	うち六〇、〇〇六人は、国立学校の職員とする。
厚生省	本省	六一、九二一人	
農林省	本省 食糧庁 林野庁 水産庁	四二、九三三人 二五、七四二人 二五、四三八人 二〇、八三四人 一、三七〇人	
通商産業省	本省 特許庁 中小企業庁	七二、三八四人 一一、二八八人 七三五人 一五九人	
運輸省	本省 船舶労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海上保安庁	一四、一六八人 五四人 五人 一〇、六五七人	

海難審判庁	計	一七四人
	本省	二五、〇五八八
郵政省	計	二五二、一一一人
	本省	一九、一五七八
労働省	計	八五八
	本省	一九八
建設省	計	一〇、一六七人
	本省	一〇、一六七人
計	計	六三三、〇四九人

2 前項に定める大蔵省の職員は、定員の外、保税倉庫その他関税法規の適用上これに準ずる特殊の取扱をする場所に派出して税関の事務の一部を処理させるため、税関に必要な職員を置くことができるものとし、その定員は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、警察庁に関する部分は、警察法(昭和二十九年法律第 号)(同法附則第一項但書に係る部分を除く。以下同じ)施行の日から施行する。

2 国家地方警察の職員の定員は、四万五千二百七十九人とし、その定員をこえる員数の職員は、昭和二十九年四月一日から警察法施行の日の前日までの間に整理されるものとし、それまでの間は、定員の外に置くことができる。

3 国家地方警察の警察官で管区警察学校及び警察大学校に在籍する者は、警察法施行の日の前日までの間は、二千六百人を限り、前項に定める国家地方警察の職員の定員の外に置くことができる。

4 改正前の行政機関職員定員法第二條第三項の規定に基いて国家地方警察の職員として置かれた警察職員については、警察法施行の日の前日までの間は、第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 警察法施行の日の前日までの間は、警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第二項の規定にかかわらず、前項の警察職員の外、当該町村の警察職員を予算の範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合の職員の定員は、政令で定める。

6 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二條第一項の規定にかかわらず、調達庁の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三千四百六十六人とする。

7 新法第二條第一項の規定にかかわらず、文部省の本省の職員のうち国立学校の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、六万三千三百六十九人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、六万六千八百七十七人とする。

8 新法第二條第一項の規定にかかわらず、厚生省の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千三百八十三人とする。

9 各行政機関の職員の数は、昭和三十一年七月一日(警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日)において、新法第二條第一項の定員(前三項の規定が適用される場合において、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間(警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間)に、整理されるものとし、

それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

10 各行政機関においては、この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日(警察庁については、警察法施行の日)において新法第二條第一項の定員(第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間(警察庁については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間)において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

11 前項の規定により職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認する場合の手続については、国家人事委員会規則で定めるところによる。

12 臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた職員(以下「臨時待命職員」という。)は、国家公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

13 臨時待命職員は、その臨時待命期間中は新法第二條第一項の定員(第二項及び第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)の外に置かれるものとする。

14 臨時待命職員には、その臨時待命の期間中は、国家人事委員会規則で定めるところにより、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く俸給、扶養手当及び勤務地手当(一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けない者である職員にあつては、政令で定めるこれらに準ずる給与を支給するものとし、その他の給与は、支給しないものとする。

15 臨時待命職員は、左に掲げる区分により、臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた日から起算して臨時待命期間の満了する日の翌日から当然に国家公務員としての身分を失ふものとする。

勤続期間	臨時待命期間
六月以上三年未満の者	一月
三年以上五年未満の者	二月
五年以上七年未満の者	三月
七年以上十年未満の者	四月
十年以上十五年未満の者	五月
十五年以上二十年未満の者	六月
二十年以上の者	八月

16 前項の勤続期間の計算については、政令で定める。

17 臨時待命は、臨時待命職員が職員でなくなつた日からその効力を失う。

18 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第六條に規定する者である職員にその意に反して臨時待命を命ずる場合においては、

同法同条の規定の適用はないものとする。

19 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四條第一項但書の適用を受ける者である職員が臨時待命職員になつたときは、その臨時待命期間中、なお同法同条同項但書の適用があるものとする。

20 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十條ノ二の規定及び国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）第七條第四項の規定は、臨時待命期間については適用しない。

21 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六條中「五十九人」を「五十七人」に改める。

22 会計検査院及び法制局においては、昭和二十九年四月一日において予算の減少又は定員の改正に伴い配置定数をこえることとなる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、常時勤務する国家公務員で一般職に属するもの（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）に、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間においてその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができ。

23 前項の場合において、会計検査院については第十一項、第十二項第十四項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用し、法制局については第九項、第十一項から第

十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第九項及び第十三項中「新法第二条第一項」とあるのは、「改正後の法制局設置法第六條」と読み替へるものとする。

24 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する都道府県の職員及び警察法第五十五條に規定する地方警察官（以下「地方職員」という。）の数は、昭和三十年七月一日（地方警察官については、警察法施行の日から五月を経過する日の翌日）において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令（地方警察官については、警察法第五十六條第一項の規定に基く政令）で定める定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日まで（の間）（地方警察官については、警察法施行の日から五月を経過する日まで）の間、整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえることとなる員数の職員は、定員の外に置くことができ。

25 この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日（地方警察官については、警察法施行の日）において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令若しくは警察法第五十六條第一項の規定に基く政令で定める定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の常時勤務する地方職員（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）で、配置転換が困難な事情にあるものについては、

政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間（地方警察官については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間）において、その地方職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができ。

26 前項の場合において、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第十三項中「新法第二条第一項」とあるのは、「地方自治法附則第八條の規定に基く政令又は警察法第五十六條第一項の規定に基く政令で定める」と読み替へるものとする。

○芳賀委員 私は今回の定員法の一部改正法律案に関連いたしまして、主として農林委員会の立場から若干の質疑を行いたいと思つてあります。

まず最初に行政管理局長官がおいでになつておれば、順序としてお伺いしたいのでありますが、まだお見えになつておられようでありますから、お見えになつた場合にさらにその質問はいたしたいと思つてあります。今回の定員法の改正の内容を見ますと、その主たる目的というものは、これは昭和二十九年年度の予算の内容と重大なる関連を持つておるようであるわけでありまして、この提案理由の趣旨説明に

よりまして、わが国の自立経済を達成するために、できるだけ国家財政の中における行政費を節減するということにねらいがあると思つてあります。が、もちろん行政費の中において占める人件費の割合というのは、年々

累増しておることは否定することができなわけでありまして、ただ単に各省の人員を整理するということだけで、この目的が達成されるということは考えられないわけでありまして、それで結局一面において定員を削減するという場合においては、その削減された後において行政機構がいかに合理化され、簡素化され、しかも弾力を持つた効率化を期することができるといふような二つの、いわゆる行政機構の改革と人員の整理というものは、両々相まつて進まなければならぬというふうに考えるわけでありまして、今回の行革の内容を見ますと、当初は相当強力に機構の改革をやるといふようにたわれておつたわけでありまして、現在の段階においては、かかる行政機構の改革、合理化という点に対してはいささかも見べき点がないのであります。ただ単に定員を圧縮するということに帰納しておるようであるわけでありまして、これらの考えをもつて、現在の行政機構の中において担当せられておる諸般の任務というものを、遺憾なく遂行して行けるものであるかどうかという所信を、まずお伺いしたいのであります。

「農林省側の説明を先に聞いてみなければわからない」と呼ぶ者あり

○稻村委員長 それでは農林省側の定員整理に関する説明を求めます。農林省文書課長武田説明員。

○武田説明員 私から今度の定員法改正に伴います定員の整理の關係につきまして、概略の御説明を申し述べます。

現在農林省の定員総数は七万七千三百六十七名あるわけでございますが、これに對しまして、今度の定員の整理総数が五千九百八十三名でございます。全体といたしまして約七・七％の整理率に相なるわけでございます。局別に申し上げますと、こまかくなりませんが、特に整理率が農林省の中でやや高めにきまりましたのは、統計調査部と食糧庁本庁でございます。これはいづれも九％余りの整理に相なつております。今度の定員の整理に際しましては、行政管理局の方からいささかお話があつたわけでございますが、大體現在の事務を合理化いたしまして、できるだけ少数の人員でまかなつて行きたいといふことの考えから、いろいろと算定をいたしたわけでありまして、現在の仕事をやつて参ります上に、この程度の整理でありますれば、まず何とかやつて行けるのではあるまいかというふうな考え方でございます。大體そういうふうなことでやつたのであります。特に統計調査部なり食糧庁につきましてはやや高めであります。が、現在の統計の仕組み等につきましては、できるだけさらに合理化の線を進めまして、この程度の整理であれば、まず何とかやつて行けるだらう、こういうふうに考えておる次第でございます。

○芳賀委員 ただいま大略の御説明を受けたわけでありまして、平野農林次官が見えておるのでお伺いしますが、今回の行政整理の数字的なものを検討した場合においても、農林省關係の定員の削減が一番大きいのであります。全体を平均いたしますと、約四・四％程度がねらいであります。農林省關係は、今文書課長の御説明になつた通

ろいろな数字が入つておるわけでございまして、国営競馬の民間移管というような、職員が全部そのまま移つて行くというような数字も含んでおりますし、それからこれにはまた農林省におきます新規の増員百十六名も含んでないというようなことで、總体から見ますと決して農林省が最高ではございません。

○労資委員　ただいまの行政管理部長の御説明であります、これは非常に抽象的であつて、具体的に了承し得る点が欠けておるのであります。申された通り、前段として行ふべき行政機構の改革というものは、所期の目的通り行われておらないということでありますが、そういたしますと、現在のような機構のまま、しかも現在のような政府職員に対する一つの仕事の賦課の

現状の上において、どうして減員された後においてその仕事を遺憾なくやつて行くかということになると、一つは労働を加重させるというような点も出て来ると思ひますし、もう一つは何かそこに大きな欠陥が出て来るということが察知されるわけであります。現在においても、定員が毎年のように圧縮されるという趨勢が進んだ場合においては、一面においてそれらの欠陥を補充するために、いわゆる非常勤職員とか常勤労働者というものが採用されておるわけでありまして、これらの関連の上で立つて現在の定員の範囲においても、国家の行政事務というものがよくよく温存されておるというふうに考へるわけでありまして、これらの既往の欠陥を、ではいかにして是正して、この定員法の改正を軌道に乗せるかというような自信のほどがあると思ひわけでありまして、その点はいかがでありますか。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。現在各省が世上一部に言われておりますような冗員をかかえているとは私も考へておりません。しかし現在の定員の配置が、現在の行政事務を大幅に改廃し、機構を改組したとなくとも、それ／＼各省内部の行政事務手続の簡素化、改善によりまして、過剰人員をある程度まで努力によつて生み出すことができるということは私も確信いたしております次第であります。今の行政事務手続がさらに改善の余地があることは、何人も否定できないだろうと思ひます。そういう意味におきまして先般二月の十三日でございますか、行政事務の改善に関する閣

議決定を行ひまして、具体的な項目につきまして改善を行う、そういう目標のもとにそれ／＼着々実施に移しまして、これらの過剰人員を整理しよう、こういうことに相なるのであります。もちろんこれらの過剰人員を生み出すにつきましても、各省その衝に當る当局及び職員全体の並々ならぬ熱意と努力を必要とするのは当然であります。これだけの整理を行うということには、ほんとうに血の出るような各省の努力が、この裏づけになつておること御了承いただきたいと思ひます。

○芳賀委員 時間の関係もありますので、それでは具体的事例をあげて、かかる減員が行われても、この業務というものはいささかも支障がないという具体的な事例の上に立つて、質疑を進めて行きたいと思ひます。たとえばこの農林省関係で一番整理人員の多い食糧庁関係であります。これは二千五百人程度が減員ということになつておるわけでありまして、食糧事務所の機構は御承知の通り全国の市町村の末端の農家と直接の關係を持つておるわけでありまして、これらの機構の上に立つて二千五百名の人員を削減するといふような場合においては、市町村における末端の食糧事務所においては、一名程度の常勤者しかないところが非常に多いわけでありまして、現在でもそれが非常に不足しております。食糧庁関係においては非常勤職員の制度をとつておるわけでありまして、これを分類いたしますと、一つは農産物検査補助員という形で、約二千名程度が使われておるわけでありまして、その次は事務補佐員という名前で約五百名、さ

らに農産物検査臨時補助員という形で三千名であります。これらの非常勤職員を臨時的にあるいは恒常的に用いることによつて、ようやく食糧検査等の事務が持続されて行くわけでありまして、かかる実態というものをどのようにならして、しかも二千五百名以上の減員を行おうとするか。さらに食糧庁関係においても、機構の改革あるいは負担の軽減というような機構上の変化というものは、何ら表面に現れて来ておらぬのであります。ただ最近食糧対策協議会というような機関を設けて、そうして将来食糧管理制度の改正をやるというふうな意図が、政府においてあるようには聞いておるわけでありまして、かかる動きというものは、何ら現在の定員法を改正する上における重大なる理由ということにはならぬと思ひわけでありまして、そういったことと、食糧検査事務等の上においても、国家の食糧行政の面を担当する機構の上においても、当然重大なる影響が出て来るというふうには考へるわけでありまして、この点は管理部長におかれても、特に平野次官は、先ほど何らかの減員に対しては支障はないというふうな自信のほどを示されておるわけでありまして、具体的事例の上になつて、まず食糧庁関係の御説明をお願いいたします。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。具体的なことにつきましては、農林当局から御説明申し上げた方がよろしからうと思ひますが、ただいま御例示として食糧事務所関係で非常勤の職員をたくさん使つておるじやないかというところをお述べになりまして、この非常勤職員あるいは臨時の労働者の問題は、ひとり農林省のみでなく各省を通ずる定員外にはみ出した職員の問題でありますので、これは時間がありませんならば、あらためて詳しく申し上げたいと思ひますが、この問題は将来の公務員制度にも影響する大きな問題でありますので、皆様の御協力を得て、将来これを解決しなければならぬ問題であると思ひます。ただ農林省の今の問題に關しましては、私どもの考へといいたしましては、食糧事務所の仕事につきましましては、ある程度まで仕事に谷と山とがあるもので、その山、ピークの面におきまして業務を円滑に処理いたしますために、適正な規模の職員の構成の上になつておるわけでありまして、この非常勤あるいは臨時の職員というものは、当然いつも附加される性格のものであらうと考へております。

○平野政府委員 今回の行政整理は、率直に申し上げますと、先ほど御意見がございましたように、行政機構の改革と相まつて行わなければならないもので、政府としても行政機構の改革にいろいろ努力をいたして来たわけでありまして、結局これが今国会に御審議願うまで間に合はぬというふうになりまして、最後のにはごく事務的な改正になつたのであります。食糧庁において二千五百人は多過ぎるのではないかとこのお話をさせていただきますと、現在二万八千人、あるときは三万人以上の機構であつたわけでありまして、昔は農林省は米穀課ということで一課でやつておつて、それがだん／＼米穀部から米穀局となり、食糧管理局という龐大な機構になつておるわけでありまして、これ

はやはり根本的に考へなければならぬ、こういうことで今食糧対策協議会を設けて、食糧制度の改革を意圖しておるわけでございますが、それが結論まで出ませんから、結局二千五百人ということと、私としては農林省の行政を担当して参ります上からいって、今回のこの程度の整理においては、仕事に支障を来すことはないということを確信を持つております。実はこれも率直に申し上げますと、当初はもつと大きな整理計画であつたのでありますが、事務的にいろいろ折衝いたしましてこれにおちつくる。さきに農林省が非常に多いというお話をございましたが、これは農林省、建設省、通産省は同じ率になつておるわけでありまして、率直に申し上げますと、これならば私は今日農林省として納得し得るところである、かように考へておるのであります。

○田中(穂)委員 関連して、行政管理局の岡部部長にお尋ねいたしますが、農林省だけでなく各省を通じて常勤もしくは非常勤の労働職員というものが、相当数動いておるという事実であります。この問題について行政管理局として、ひとつお答えをお願いいたします。実はこの問題は食糧庁や統計調査部の方の事情を調べておきまして、非常に問題としなければならぬと考へるに至つたのであります。今まで何回か行政整理が行われ、その行われたあとに常勤もしくは非常勤の労働者で補充するといふようなことが、ずっと行われて来たわけでございます。具体的に申し上げますと、食糧庁は二十四年に六千六百三十五人というものを整理いたしまして、それを補充するために常勤の事務補佐員千六百九十七

はやはり根本的に考へなければならぬ、こういうことで今食糧対策協議会を設けて、食糧制度の改革を意圖しておるわけでございますが、それが結論まで出ませんから、結局二千五百人ということと、私としては農林省の行政を担当して参ります上からいって、今回のこの程度の整理においては、仕事に支障を来すことはないということを確信を持つております。実はこれも率直に申し上げますと、当初はもつと大きな整理計画であつたのでありますが、事務的にいろいろ折衝いたしましてこれにおちつくる。さきに農林省が非常に多いというお話をございましたが、これは農林省、建設省、通産省は同じ率になつておるわけでありまして、率直に申し上げますと、これならば私は今日農林省として納得し得るところである、かように考へておるのであります。

人、非常勤の者を二千五百人、こういう数字の補充をしてるのであります。それからまた統計調査部におきまして、二十六年に三千名の整理をいたしまして、そのあと常勤調査員を千五百名採用して、こういうふうな定員もしくは定員外の要員の数は実際にはあまり変化がない、そのことは仕事の量がかわらない、あるいは仕事の量は従来よりもつとふえておるといふ事情から、どうしてもそういう変動的な政策をとらなければならぬということになつておるわけでありまして、さらにつと込んでいろいろ調べてみますと、食糧庁のごときは農産物検査補助員という、これらは常勤の労働職員であり、その下に今度は農産物検査臨時補助員といつて二箇月ごとに切りかえられる労働職員がある。その下に最盛期にごく短期間を限つて採用される労働職員がある、こういうふうな三段になつておる。そして予算面においては、二十八年度において常勤の労働職員が二千七百五十三人で、非常勤の労働者が千三百八十人でありまして、これで約四千名であります。この四千名分の予算はとにかく何らかの費目では計上されておりますが、実際にはその四千名分の予算をもつて、四千五百人あるいは五千人の人を使つておる。つまり単価を下げまして、そういうふうな人数をふやしておる。こういうふうな無理なことまでやつております。これは食糧庁だけではなく、私は各省あるいは各局においてあることだと思ふのであります。こういうふうな人事制度といふか、人事政策といふか、これを国が採用するということ、私は非常に重大な問題だと思ふ。

であります。今日民間におきましても本工の採用もできるだけ少くいたしまして、臨時工というふうなことで、本工同様の仕事をさせる。その場合にももちろん臨時工でありますから、本工よりもつと賃金も安い。あるいはいろいろな手当その他におきましても、つと条件が悪いわけでありまして、こういう民間における現象も、私はどうも日本の労働問題として非常に重要な問題だと思ふのであります。政府がそのお手本を示すといふやうなかつこうになりまして、一般企業においてそういう変動的な人事政策が、公然とさらに大々的に行われるといふことになる。こういうことをさらに突き詰めて考えますと、何か日本の労働者全体が、自分の労働に対する正当な報酬を受けないで、あるいは八〇%、あるいは六〇%に切下げられた労働報酬しか受けない。これは私は日本が今日やはりアメリカに経済的に従属しておるやうな形で、いわゆる経済の植民地化というやうなものが進行している。やはりそういうことの一つの現われじやないか、こう思ふのですが、こういう場合にやはり政府としましては、そういう傾向に対してはむしろこれは闘うということが、私は必要だと思ふのであります。これは吉田内閣の政策全般に通じて一つの問題として、非常に重要であります。人事行政を担当しておられる行政管理局の責任者として、こういう問題についてどうお考えになつておるか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○岡部政府委員 答え申し上げます。先ほども申し上げました通り、ただいま田中さんからの御尋ねがあります。した問題は、きわめて大きな問題であると存じておりますが、一応簡単に御説明申し上げますが、実はこれは定員法のそもそもの成立の際及び現在の公務員制度を規定しております。公務員法とも関連がある問題であります。御承知の通り公務員法というものは厳格なるメリット・システムに基づいて公務員制度を築き上げようという大原則を持つておるわけでありまして、この場合にきつておきまして、この職員の数を規制いたします定員法におきましては、このメリット・システムに基づきまして、正当に適法に選定せられた職員だけを定員法の中に入れてよいといふやうな気持もあるわけでありまして、そういうわけでありまして、二箇月以内の期間を限つて雇用される職員は、これは定員法に規制がないという建前をとつておるわけでありまして、その当時定員法が予想いたしましたのは、要するに二箇月以内の臨時職員の職員のやうなものは規制の対象の範囲外にしよう、そういう職員は便宜措置のために、人事権者として幾らとつてもよろしいというやうなこと、これはメリット・システムの範囲外に置いております。ところが実際のその後の動きは、この二箇月以内の期間を限つて雇用された資格のない職員が、これはどういう形になつたかと申しますと、その期間を切りかえ、更新して行つたわけでありまして、そうして実際役所の方でも普通の職員と同じやうな仕事をさせて行つた。そうするとこれらの職員を保護し、優遇するために何らかの措置を講じて行かなければならぬ実情が生じて参つたわけでありまして、それ

で実は二十五年に人事院通牒を出しまして、二箇月以内の期間を限つて更新させて行くものが、一年間以上継続して、しかもそれがなおそういう仕事があるの役所に将来残るという見込があるものについては、普通の一般職の職員と給与上同じ待遇をしてくれという通牒を出したわけでありまして、それに基づきまして二十七年から予算上も常勤労働者給与といふものができまして、ここに常勤労働者といふやうな制度ができたわけでありまして、これが二箇月以内の期間を限つて、それが更新されて行くといふ形でありまして、従いまして常勤労働者といふものは、実はメリット・システムの反逆児であります。これを裏からもつて行くものでありますから、実はそういうメリット・システムの原則の上から申しますならば、かりに二箇月の期間を限つて無資格で雇用される者、これは実は大学の卒業生であるとか、相当教育程度の高い者であります。しかしこれは大体資格試験を通つていない者であります。これがまた裏から定員の中にもぐり込んでんだんだん上つて行くといふことは、実はメリット・システムとも矛盾するものがあるわけでありまして、しかしその処遇に關しましては、できるだけ尊重しなければならぬといふことにはいたしまして、ただいま田中さんのお話でございましたが、その経歴も尊重いたしました。普通の一一般職の職員と同じ級別を与えて、できるだけその処遇は定員法上の職員と同じやうに扱う傾向に参つております。これらの者が各省を通じて臨時の職種といふことに名をかりまして、だんだんその役所のパーマネントな、コンスタントな構成員になりつ

つあるという傾向なので、これは実に重大な問題だと思ふのであります。これらの職員をただ定員法の中にはめ込むといふことによりまして、実は解決できないいろいろの問題があるわけでありまして、最後に田中さんがお示しのように、民間で言えば臨時工、本工というやうな問題と似たやうな点もあるものであります。また違つた面もある。それからこれらの職員を今後どうして行くかといふことに、もう一つ関連をいたしまして、実は各役所を通じて臨時非常勤の仕事もある。そして臨時非常勤の仕事は処理するためにコンスタントな冗員を構成員としてかかえて行くといふこともできたい事情にありまして、ほんとうの臨時の仕事は臨時の職員をもつてやらせて、その役所の恒常的な業務上に相応する職員を、恒常的な定員として規定すべきものではなからうかと考えておるものであります。これらにつきましましてはいろいろ多くの問題がございますので、私も真剣に研究しなければならぬ問題と思つております。なお先ほど申し上げました通り、内閣に公務員制度調査会が今度できましたので、これの一つの重要な議題であると考えております。

○稲村委員長 田中君、関連です。簡単に関連の範囲にとどめてください。

○田中(穂)委員 食糧庁の場合であります。定員とそれから今の常勤、非常勤の労働者、それを合計した数字は二十四年が三万三千三百幾ら、二十五年も三万三千幾ら、二十六年は三万二千幾ら、二十七年三万二千幾ら、二十八年三万二千幾らと大体同じく

いの数字になつております、つまりこれは食糧庁の仕事全体の量はかわつていないということ、そうして先ほど申し上げましたように予算に計上してある常勤、非常勤の労働者の職員の給与の単価を下げるによつて、その何割かをまた採用数をふやしておるといふのであります、しかもそれは今申し上げた数字にも入つていないのであります、これは予算の数字でありますから、実際の数字はもつとふえてゐると思ふ。こういうようなことを見ますと、政府が定員法の改正をやるやうという計画は、まづたく破綻するものだと私は思ふのです。定員をただ予算上落すだけでありまして、実際において必要な数の人間は使つておる、こういうことは各省、各局全般に通じて言えることであるから、私は今度の定員法改正というものは、まづたくこれはインチキであり欺瞞的なものだと思ふのであります、私は政府当局がほんとうに良心があるならば、むしろこういう改正案というものは、ひとつ撤回していただきたいと思ふのであります。これについてどうお考えになつておりますかお尋ねしたいと思ひます。

もう一つは、今いろいろお聞きしましたが、私どもは労働に對しては正當な価値を支払ふべきだと考へるのであります。つまり同一労働、同一賃金の原則を堅持しなければならぬと思ひますが、今お聞きしますと、普通の職員と同じような仕事をやらせておつて、しかも単価が低い。これは公正の原則に私は反すると思ふ。だから今までもたび／＼、そういうことについて、行政管理局からお達しがあつたやうであります、各省で決してこれをまじめに受け取つておらぬから、その点を私は勵行するように、もつと監督を強化してもらいたいと思ひます。しかしそのことはあくまで変則的なことでありますから、やはり同じ仕事をやつてゐるならば常勤、非常勤の労働者を定員の中に繰入れるということに、ひとつ積極的な御努力をお願いしたいと思ふ。その二点についてひとつ御所見をお聞きしたい。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。第一点につきましては、このたびの人員整理と申しますのは決して田中さんのおつしやるやうな点はないのであります、各省とも実に熱心に御協力くださいまして、実情の許す限り定員を減らすことによりまして、それによつて国民負担の軽減をはかる。先ほどお話しもしたのであります、先ほど数年の行政整理によりまして、農林省を例にとつてみましても、実に定員の著しい減少——食糧庁関係あるいは農林調査関係でそれ／＼一万名近くの定員減があつたと思ふのであります。そういうやうに農林省におきましても、業務量は減少しないにもかかわらず、職員の努力によつてそういうやうな定員の減少をはかりつつあるわけでありまゝ。なおその次の常勤労働者、非常勤職員につきましても、制度が各方面に影響するところもありまゝ、政府当局におきましても、前に申し上げました通り、慎重に研究したいと思つております。

○芳賀委員 ただいまの部長の御説明によつて、結局今までの行政整理の跡を見て、定員が圧縮された一面においては、定員外の常勤、非常勤職員がそれと逆比例にふえておるといふことは否定になつておらぬというように考へておるわけでありまゝ、今度の予算の中においても、二十九年度分の定員減の人員費の圧縮はあると思ふわけでありまゝ、この定員が圧縮された一面において、仕事の分量を定員外職員に負課せざるやうなことは、当然予算的な措置の上においても現われて来ておらなければならぬといふやうに考へますが、この辺の配慮はいかになつておるかということ、さらに現在の段階において、定員の問題と定員外の職員の問題と同時的に解決することは至難であるといふやうなお話がございましたけれども、この定員外職員の問題は非常に重要性を持つておりまして、たとえば身分の保障の問題であるとか、あるいは給与の問題であるとか、これらはここで一朝に論ずることではできないと思ひますけれども、とにかく定員の圧縮と、そのはみ出たところの業務の分担を、定員以外の面において、いかなる予算的措置によつて処理せられるか、その点を伺いたい。

○岡部政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、田中さんからのお尋ねの際におきましても、常勤労働者、非常勤職員について減らぬじやないかというお話がございましたが、事実これは減つていないと思ひます。このことは、そういう臨時非常勤関係の職員の職務が減つていないということ、私は、私どもも認めなければならぬだらうと思ふのであります。さればいつて、定員の中に含まれておる職員が整理されたから、それが非常勤のところに移つてしまふやうなものであるといふやうなことは、非常に遺憾であると思ひます。決して芳賀さんのお話のように、逆にこつちがふえて行くんだから差引き同じといふやうなことではございませんから、御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 私はそのやうな減少といふものは、実質的に必ず出て来るといふことを予見して申し上げておるわけでありまゝ。たとえば人員費の上に見れば、たゞしばしば場合においても、業務員が何かの都合で適当にやつて行くといふことが、これはいふやうな一つの技術であるといふやうに考へておるので、そういうことであれば、一番基本的なねらいであるところの行政費の節約といふことは、それほど實際の効果があらがらないのではないかといふやうに考へるわけでありまゝ。

時間がありませんので次に進みますが、次に統計調査部の関係であります。これも約千二百名ぐらゐの減員になつております。統計調査部は御承知の通り、毎回の行政機構の改革においては一番大きな出血を受けておるわけでありまゝ、たとえば昨年の春以来農林関係の災害等につきましても、いかにして災害の実態を把握するかといふやうな問題に對して、統計調査部の果たした役割といふものは非常に大きかつたわけでありまゝ。しかもこの行革の最初の方針は、何か統計調査部と

食糧庁を一本の寄り合い世帯みたいなものにこしらえて、行政機構の改革をやるといふやうな、実に笑ひ話のような構想も一時あつたやうであります。これがとりやめになつたといふことは當然なことでありまゝ、今度の場合においても、統計調査部の減員が相当大きく出て来ておるわけでありまゝ。現有の定員に比べると非常にそのパーセントも多いと思ひますけれども、今の統計調査部の役割といふものは、決して食糧供出関係だけの仕事をやつておるといふことではないといふことは、わきまえておられると思ひますけれども、これらの任務といふものは、今後たとえば農業政策を強力に推進して行く場合においても、非常に基礎的な役割を果すといふことになると思ひます。国家経済全般の検討あるいは世界的な規模におけるところのわが国の農業の置かれた立場等を精密に分析する場合においても、統計調査部等の果たすべき役割といふものは、非常に大きなものがあるといふやうに考へるわけでありまゝ、これらの機構といふものは現在充実しているといふことは決して言えぬのであります。たとえば農村においては、調査補助員というやうな形の委任された人たちがおりまして、多分一年に百八十名ぐらゐずつもらつて、そうしてこの統計調査部の仕事の補助をやつておるといふやうな状態でありまゝ、これらはまづたくわれわれとしては理解できない現象なんでありまゝ。それを今回においてもこのやうに削減されるというところは、この統計調査部という仕事、それは現在の段階においては重要度が薄くなつて減員するのであるか、そういう点をわれ

る必要があるかどうかといふことは検討しなければならぬことであります。これは別問題として、そういうものがある。しかし定員法の中における定員を減らしたから、それが逆比例になつてみな逃げ出して非常勤の方にふえるといふやうなことは、田中さんもお認めにならなかつたので、私も触れなかつたわけでありまゝ。決して芳賀さんのお話のように、逆にこつちがふえて行くんだから差引き同じといふやうなことではございませんから、御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 私はそのやうな減少といふものは、実質的に必ず出て来るといふことを予見して申し上げておるわけでありまゝ。たとえば人員費の上に見れば、たゞしばしば場合においても、業務員が何かの都合で適当にやつて行くといふことが、これはいふやうな一つの技術であるといふやうに考へておるので、そういうことであれば、一番基本的なねらいであるところの行政費の節約といふことは、それほど實際の効果があらがらないのではないかといふやうに考へるわけでありまゝ。

時間がありませんので次に進みますが、次に統計調査部の関係であります。これも約千二百名ぐらゐの減員になつております。統計調査部は御承知の通り、毎回の行政機構の改革においては一番大きな出血を受けておるわけでありまゝ、たとえば昨年の春以来農林関係の災害等につきましても、いかにして災害の実態を把握するかといふやうな問題に對して、統計調査部の果たした役割といふものは非常に大きかつたわけでありまゝ。しかもこの行革の最初の方針は、何か統計調査部と

食糧庁を一本の寄り合い世帯みたいなものにこしらえて、行政機構の改革をやるといふやうな、実に笑ひ話のような構想も一時あつたやうであります。これがとりやめになつたといふことは當然なことでありまゝ、今度の場合においても、統計調査部の減員が相当大きく出て来ておるわけでありまゝ。現有の定員に比べると非常にそのパーセントも多いと思ひますけれども、今の統計調査部の役割といふものは、決して食糧供出関係だけの仕事をやつておるといふことではないといふことは、わきまえておられると思ひますけれども、これらの任務といふものは、今後たとえば農業政策を強力に推進して行く場合においても、非常に基礎的な役割を果すといふことになると思ひます。国家経済全般の検討あるいは世界的な規模におけるところのわが国の農業の置かれた立場等を精密に分析する場合においても、統計調査部等の果たすべき役割といふものは、非常に大きなものがあるといふやうに考へるわけでありまゝ、これらの機構といふものは現在充実しているといふことは決して言えぬのであります。たとえば農村においては、調査補助員というやうな形の委任された人たちがおりまして、多分一年に百八十名ぐらゐずつもらつて、そうしてこの統計調査部の仕事の補助をやつておるといふやうな状態でありまゝ、これらはまづたくわれわれとしては理解できない現象なんでありまゝ。それを今回においてもこのやうに削減されるというところは、この統計調査部という仕事、それは現在の段階においては重要度が薄くなつて減員するのであるか、そういう点をわれ

われが十分理解できるように御説明を願いたいのであります。

○岡部政府委員 この統計の点は農林省からお答え申し上げた方がよろしいかと思ひますが、私どももいたしましても、農林統計の重要性及び農林統計機構が中立的な正確な統計を確保する性質のものでなければならぬということとは承知しております。それからまた現在の統計調査事務所の職員が非常な働きをしておる、また労働も相当過重な面も多いというのは、超過勤務手当の時間等を見ましても、非常に多いという事も認めております。従いましてそれらの業務につきましては、これを尊重することは十分考えたいと思うのでございしますが、それにもかかわらずなおいろいろな仕事の繁閑その他を考へ合せまして、なおあるいは事務の手續の簡素化、改善によりまして、この程度の間隔は生み出し得るものというように考へておるわけでありまして、なおこの際全般的なことにつきましては申し上げますと、農林省の職員の整理はなか／＼容易じやない、これは農林省御当局においても非常な熱意にもかかわらず、なか／＼容易じやないということは考へまするので、現在の六千の整理人員を二十九年、三十年の二年にわたつて整理することにはいたしました。二十九年度におきましては三千六十名ばかりでございまして、この三千六十名をどうして整理するかという点につきましては、これは簡単には言えないのでありますが、現在これが四月一日から整理いたしますのを円滑にやりますために、御承知の特別待命制度を実施いたしまして、その円滑化をはかつておるわけでありまして、

この特別待命が現在二千九百余名出ております。この三千名の予定に對しては、二千九百名の特別待命が出ていて、また欠員が六百七十名農林省全体としてあるのをごさいます。これにこの欠員全部を当てはめるといふわけには行かぬ事情がありますが、これもあるいはまた新規の定員増もあるというふうなことを考へ合せまして、農林省全体の御努力にまつならば、この程度の整理は円滑に参るものと私は考へておりますので、あわせて御答弁申し上げます。

○芳賀委員 今の部長の話はちよつと筋が違ふと思う。これは臨時待命制度の志願者があれば、それが即定員削減を合理的に行う理由にはならぬと思ふ。こういうふうな制度がとられて、老齢職員であるとか、あるいは婚姻に達した職員がかかる機会を把握するといふことは決してさしつかえないことであつて、こういうふうなことになることだから、スムーズに圧縮ができるということではないと私は考へておるわけでありまして。さらに二十九年度、三十年度の二箇年にわたつてこれがおるわけでありまして、要は二十九年度の予算の中に、はつきり現われて来ておるわけでありまして。今度の一兆円予算の中において、特に農林省関係というよりも、食糧増産、あるいはこれに關連した公共事業費等の圧縮が非常に多いのであります。この多いという点とは、現在の吉田政府の持つておる一つの政策の中において、国内における食糧増産という、一番大きな自立経済の基本的な条件であるこの仕事を、やや開却している、これが非常に後退し

てゐるということでありまして。たとへばMSAの關係等からもはつきり出ておるのです。だから二十九年度の予算が、農林關係において極端に圧縮されておるといふことからは端を発して、この定員の削減も大きく行われておるといふことは、これは非常に一貫性がないと思ふ。毎年の予算の編成と、それから政府の定員の理論的基礎との關係といふものは、それはどういふものではないかといふふうに私は考へておるわけでありまして。今の御説明によつても、この統計調査部の果すべき任務といふものは、今後ますます期待が増大して行くであろうといふような御表明もあつたので、この削減といふことは、部長自身もこれは無理があるといふことを御指摘になつておるようでありまして。ただ平野次官はすべてこれで満足してゐるというふうなことであるの、私は農林次官から別に期待する答弁を求めようとは思ふわけでありませんが、これは非常に遺憾でありまして。行政管理局においても遺憾の意を表明してゐるのに、主管の農林省の平野さんが満足してゐる理由といふものは、私はまづたく了承に苦しむわけでありまして。

さらにその次に問題を進めますが……

○川俣委員 ちよつと關連して質問したいのです。行政管理局にちよつとお尋ねしたいのですが、日本の面積、しかも食糧増産に必要な耕地あるいは山林原野、ともに正確な面積を把握いたしてゐないのです。今の農業統計調査部だけの人員では、抽出面積などを出しておりますけれども、これは正確なものでない。正確な日本の国土の面積

までつかめないようなことをさしておつて、しかも人を減らして行くなんということでは、国の根本政策が立たないと思ふなかつたかどうか、これが一点。しかも同じような収獲調査や面積調査を地方の税務署がこれまで行つております。今年度の農林省の統計も当てになりません。農林省の統計も当てにならないからと稱して、徴税の上からであろうと思ひますが、かなり精密な調査をなし遂げたといふのでございす。これもほんとうに調査したかどうかはわかりませんが、したと稱して調査したものであるから正確なものであると稱してゐる。農林省の統計以上に正確なものだと思へば、おそれる相当の人員と相當の經費をかけたことになると思ふのです。一方で人員を整理してゐながら、一方そういふ不完備の調査をさせた結果、他の省においてまた同様な經費をかけて行かなければならぬといふようなことについて、検討された上の人員整理であるかどうか、この二点をお尋ねいたします。

○岡部政府委員 私からお答え申し上げます。これは適當かどうか存じませんが、わが国の耕地面積についても、まだ確實な數字を把握できないというふうな事情、これにつきましては農政の權威である川俣さんが思ひ當るいろ／＼な事情があるだろうと思ふのであります。私から申し上げるのはいかにかと思ふのであります。これはひとり統計にのみ責任を負わせるのは無理な点があるかと思ひます。この点は川俣さんよく御存じのことだろうと思ふのであります。

ただ私から第二点を、關連してお答え申し上げたいと思ふのであります。が、そういうお尋ねの趣旨におきまして、ひとり耕地面積あるいは米麦等主要素の收穫統計、その他をればかりではなく、すべてのわが国の重要な統計につきましては、簡素化が強力な、しかも信頼度の高い統計をやり得るような統計機構が確立されなければならぬ。行政機構の合理化の見地からは、そういう点におきまして改善の余地が非常に多いであらう。現在におきましては統計といふものは、いろ／＼各省におきまして、あるいは国と地方を通じて見ても、統計機構といふものが非常に分立し、従いまして四万余に上る多くの職員をかかえておきまして、なお川俣さんの御指摘のような不満があると認められますならば、この点におきまして将来考へる余地が十分あるだろうといふことをお答え申し上げます。

○川俣委員 關連ですから、あまり長くはできませんが、答弁では十分じやございませんので、もう一ぺんお尋ねいたします。

統計の集中簡素化が必要であるといふ抽象的な御答弁です。抽象的にはまことにその通り聞けるのです。しかし簡素化が目的になつて参りますと、むしろ所期の目的が達成できないで、かえつて他の方面において多くの人員を必要とするような結果が生れたならば、これは簡素化が無意味になつて来る。要は、簡素化が必要じやなくして、いかにして正確なものを把握するかといふことに重点がなければならぬと思ふ。行政管理局は人を減らせば目的が達成するとなつたら、みな減ら

してまつたらしい何もやらない方が
いいということになる。どうしてこの
目的を達成するかというところに主力が
なければ、経費というものはむだに使
われた結果になると思う。もう一つ力
を入れば完備するのを、一人抜いた
ために全部使えなくなるといふような
結果になると思う。人を減らせばもつ
て目的が達成するといふようなこと
は、本末転倒しているとお考えになつ
たことがないかどうか、この点をお尋
ねいたします。

○岡部政府委員 お答え申し上げます
が、私に簡単に申し上げたのじや
ないものであります。正確度の高い統
計がとれるような機構でなければなら
ぬ。しかしそれが統計のための統計に
随してしまふ。これは極端な言い方か
もしれませんが「極端だ」と呼ぶ者あ
り。統計を重視するあまり、国力にも
ふさわしくないような膨大な統計軍隊
でもできてしまつてもまたたいへん
だ。少し言い過ぎるかもしれませんが
が、そういうような批評も外国ではあ
るくらいなのであります。その批評
が当つていないのは「当つて
いない」と呼ぶ者あり。別問題といた
しまして、統計というものが正確で、
しかも中立性の高い、それでいて能率
の高い機構でなければならぬ。それに
は単に人手が多いといふようなことば
かりではなしに、その権限、やり方、
そういう点におきましても充実しなけ
ればならぬだらうと思ふのでありま
す。単に人を減らすことによつて統計
事務の目的をそこなうような点にまで
至らう、こういうことは決して考へて
おりませんから、御了承願ひたいと思
います。

○川俣委員 そこでもう一つ聞きたい
のでございますが、日本でいづゆる気
象観測をするようなところは、そこだ
けの統計はできております。ところが
山の雨量や風速や降雪は全然つか
み得ない。そのために災害も起きてお
り、あつてこれからまた調査をしよ
うかといふことになる。これをずっと
継続的にやつておられれば、もうす
づかみ得たはずなんです。災害を防
ぎ得たはずなんです。膨大な国費が濫
費されないうちに、消極的な面に使わ
れないで積極面に使われておると、相
当な効果を現わして来たと思ふので
す。そういうようなことで、一番目立
たない部分から人を削減して行くとい
ふような考え方は、これはやめるべき
じやないか。もしも人を減らして行く
ならば、もう少し機械化して能率的な
ものにして行くといふことならまだ話
はわかる。行軍で人を減らす場合、自
転車にかわるに自動車にするとか、あ
るいは飛行機にするとかいふことによ
つて能率を上げるのじやない。自動車
も切つて自転車にする、人は減らして
みるということなら、能率は下つて行
きはせぬか、こういうお尋ねをしてい
る。もつと積極的に、人は減らしたが
飛行機によつてその不足分を補うの
だ、これなら話はわかるが、あなたの
はただ人を減らすより考へがないのじ
やないか、その点を聞いています。

○岡部政府委員 川俣先生の御趣旨に
私は全面的に賛成でございます。ただ
例の山間の雨量の調査といふようなこ
とも、これをできるだけくふうをこら
し統一にやるべきものであらう、そ
れによつてもうとつくにそういうこと
も把握して災害の予防に尽すべきだろ
うと考へておりますが、これは私個人
的な意見で申し上げますけれども、学
者の説によりますと、そういう山間の
雨量の調査についても、いろいろの方
面から調査するといふことも、不十分
にしか行われていないといふような意
見があることを承知しておりますが、
そういうような点におきまして、それ
から人を減らすならばこれを機械化し
て能率の充実をはかるべきだといふお
説にも賛成でございます。そういう
心がけで人員の整理をやりたい、こ
う思つておるのであります。

○足鹿委員 関連して一点だけ。さつ
きの常勤の問題に関連してお伺いをし
ておきたいのでありますが、芳賀委員
が質問しております趣旨を管理部長は
よく御理解になつていないのじやない
かと思ふのです。問題は、実際の非
常勤職員なるものを置き、農業関係は
非常に季節によつて仕事の繁閑が著し
いために、そういう場合においては特
に補助職員を置いてまかなつておる
こゝろ、こういう構えになつておるわけ
であります。従つて補助職員なるものと非常
勤職員なるものと、おのずから区別
があるものであります。この非常勤職
員なるものは、結局において業務を執
行して行く場合において、季節の繁閑
にかかわらず必要なものなのです。そ
の証拠には、当初において非常勤職員
に対しては、身分の保障の点について
も、あるいは給与の点につきまして
も、著しく常勤職員と等差がついてお
つたが、漸次これが問題になるに従つ
て、たとえば共済組合の加入を認める
とか、いろいろな点で改善が加えられ
て来ている。そういう面において、

管理部長はこの点は重要であるからと
くちと考へたいと言われておりますけれ
ども、考へる中心といふものは、やは
り非常勤職員を補助職員の区別を明確
にして、非常勤職員は、その身分の保
障の点なり、給与の実態については、
定員と同様にして行く措置が事実にお
いてとられておるのであります。さ
ら、これは当然業務執行に必要欠くべ
からざる定員として、これを定員の中
に入れるのが本来の趣旨であらうとわ
れわれは思ふ。その点についてどうい
うふうにお考えになつておるのか。事
実この定員の削減を強行されて行く
と、実際ににおいては非常勤職員なり補
助職員に漸次まわつて行かざるを得な
いのではないか、こういうことにさつ
きから芳賀委員が一番重点を置いて、
ついておつたと思ふのです。その点に
ついて管理部長はどういうふうにお考
へになつておりますか、御所見をひと
つ承りたい。

○岡部政府委員 ただいま足鹿さんの
お尋ねの点におきましては、言葉はち
よつと違ふかと思ふのでありますが、
今のお話は非常勤でなくて常勤労働者
の範疇の問題であります。農林省には
常勤労働者と非常勤労働者以外の非常勤
職員といふのがございまして、常勤勞
務者は一般会計で二千五百人ばかりお
り、非常勤職員といふのが三十一万
七千人ばかりおるのであります。私率
直に考えますと、この常勤労働者二千
五百人、そのほかに特別会計にも若干
いふやうかと思ふのでありますが、この
常勤労働者につきましては、お説の通
りにこれに定員法な一般職員と同じ
ような待遇を与えるために給与法も適

用いたし、級別も与えまして、職務の
給も与えております。共済組合も大体
これに適用になつておるはずでありま
す。それから身分の保障も次第に与え
ては行つておりますが、これらのも
のがお説の通りその役所の恒常的な、
コンスタントな構成員に相なりまして、し
かもそういう資格があるものであるな
らば、これを定員の中に繰入れて行く
ことが、大体適切なことではなからう
かと思ふのであります。御承知の通り
定員法といふものは、ただ定員をつか
まえたといふのではなくて、農林省な
らば事務官から下は給仕、小使を想定
いたしまして、そういう正しい役所の
姿を考へまして、それを定員として組
みまして、それ以外に臨時の仕事に従
事するものは定員外だ、こういう構成
をとつております。従いまして各省の
具体的な事情に応じまして、それが現
在の常勤労働者の中で真に構成的なポ
ジションを占めるようになりましてな
らば、これは定員の中に含まれるのが
理論的には筋であります。ただ具体的
にどの職員が入るかといふことは、
これはそれ／＼省の実情によるので
あります。その省で欠員がある、欠
員ができて参りまして、これを補充い
たします場合には、非常勤労働者の中
から繰上げて行くといふのがその実情
だらうと思ふのであります。

それからもう一つの、足鹿さんが後
に御指摘になりました非常勤の三十一
万七千人の中にも、これも年間五百円と
か千円とかの手当をもらつて月に一回
農地を見まわるといふような純粹の非
常勤のほかに、業務の形態として実は

は常勤的なものが若干あるのではなからうかと私も考へておりました。これらにつきましても、これをどうするかというようなことも、これは農林省が十分御配慮しておられることと存じますのであります。そういうような問題を合せまして、この常勤労働者、非常勤労働者というものと定員法、公務員法の問題をどうするかということ、これからいろいろ解決すべき点の多い問題があるということを御説明申し上げた次第であります。

○足鹿委員 私には先ほど非常勤労働者と申しましたが、常勤労働者の間違ひでありますから訂正しておきますが、ただいまの部長の御答弁では、これは当然定員に準じた身分の保障なりあるいは給与の点についても考慮しておる、こういうことであります。第十、六国会で改進黨が主張されて、例の行政費の一四％削減が起きました。そのときに四百七十九名という實際上の首切りが起きました。今部長が仰せられるように、そういうふうな措置はしてあつても、予算の点で實際上の首切りがたやすく行われようやない不安定な点にあるという事は、これはお認めになるでしょう。そういう面からいつても、實際上定員内のわく内の職員と同じ仕事をしておられるが、実際上はそういう身分の安定上十分な点がある。この点は当然改正してよろしい、こういう御意向でありましたから、農林省も管理部長が言うのでありますから、その点については主管省として十分お取上げになる必要があると思ひますが、さらに給与の点については出張旅費であるとか、宿直、日直をしたとかいうような場合におい

ては、この諸君のものは実際給与の中には含まれておりません。従つて果によつて非常にアンバランスが出て来ておるといふことも事実だろつと思つて、そういう点についてもまだ定員内のものと外におけるものとでは相当ついておられます。そういう点は十分にこの際やり直される、是正をされるということが私は必要だろつと思つて。現に四年間も継続してその職にある者が相当ある。従つてこれはまつたくの定員内の人員だと考へてさしつかへないのでありまして、これは農林当局としては御善処なさなければならぬと思つて。採用試験をして、そうして適格者を安定した身分に置き、さうして業務の円滑な運用に働かせ、かつ能率を向上せしめて、安心して職務に従事させるべきであらうというふうには私は思ひますが、平野政務次官は今の管理部長の御答弁をお聞きになつて、この点についてただちに検討をせられ、是正をして行かれるところの御意思があらますかどうか、時間がありませんので、この点を農林当局にお尋ねを申し上げるとともに、いま一つ行政管理局に申し上げ御所見を承りたい点は、行政が先行するといふことはやむを得ないでしょう。しかしやはり技術官といふものに対する点は特に行政事務官と違つてその受ける影響というものが、非常に大きいと思つて。たとえば今度農業技術研究所、農業試験場等において、研究所の方で約四十人、試験場の方において百五十人といふことになつておられますが、これらの者は一朝一夕にその試験の成果、研究の成果といふものは上るものではありませんが、平素の定員が少い関係上、その受ける影響

というものは非常に大きいと思つてのであります。一試験場でわずか二名か三名というふうな者でも、それは受ける影響が非常に大きい。事務ではなくして長期にわたるところの試験研究といふものをやつておる仕事から来まして、普通の事務職員とは相当違つておると思つて。こういう点については私は技術優先の立場を常にとつて来てもらいたいといふのが私の持論であります。行政のシステムとして行政が先行する。これに技術関係はくつて行くと、こういうことはやむを得ないであります。ところが、常にさういつた点については十分な配慮を加へられなければならぬと思つておられますが、さういつた点についてもう少し基礎的な考へ方を打出してもらいたい、かように存するのであります。

それから非常勤の問題で申し落しましたが、この提案理由を見ますと、こういうことを言つておる。「行政事務の簡素化及び昭和二十九年年度における事業予定計画にかんがみ」といふことを言つておられますが、事実農林関係のほうに季節によつてあまり繁閑のない場合におきまして、事業分量は昭和二十五年と二十八年を比較してみますと、二十八年は事業分量は五倍以上になつておる。ところが逆にその人員配置は実際上において四割くらい減つて来ておる。これはこの提案理由の点におきましては矛盾があると思つておる。なるほど本年はいろいろな土地改良事業等についても相当新規事業を中止し、あるいは効率主義の立場から重点事業の実施といふようにいろいろ制約は加へられておられますが、その事業分量そのものはさう大きく減つて

おらないと思つて。それにもかかわらず事実上において食糧、統計、農地というものが一番今の農林省関係では整理の対象になつておられますが、事業予定計画との関係において、食糧庁の場合は先ほど申しましたその業務の内容上季節によつて左右される点がありますが、この農地の場合においては、そういう事例は私はないと思つて。提案の趣旨と實際とが非常に異なつておるのではないかと、こういう疑念を強く持つものであります。その点を管理部長からお答えを願ひたい。この二点をお尋ねいたします。

○平野政務委員 非常勤労働者の定員法の関係につきましては、先ほど行政管理局の政府委員からお答えいたしました通りにも考へておられます。農林省の非常勤労働者は一万五千人くらいおられるわけですが、大部分、約一万名は林野庁の関係でございます。これは直営生産事業に携わる、いわゆる運輸手でありまして、あるいは森林の調査をする検尺手であるとか、その他大体人夫に相当するものが多いのであります。これは私はやはり臨時職員といふような形で定員法からはずして行くといふことの方が適當であると考えておりますが、しかし非常勤職員にはいろいろございまして、確かにお話のように定員法に入れて国家公務員として成規の手續をとるといふことがいいというものもあるように考へられるのであります。この点は足鹿委員の御指摘に從ひまして、さつそく行政管理局と協議いたしまして検討いたしたいと思ひます。

○岡部政府委員 まず第一点にお答えいたしますが、足鹿さんのお尋ねの点

は、私も全面的に考へていたしました点で、ひとり農林省に限りませず、全省を通じて、試験研究機関がそれぞれその各省におきまして一体となつて貴重な試験研究に従事しておられるのでありますから、今度の整理によりまして、その機能を阻害するといふようなことが絶対にないように配慮いたしました。従ひましてこれには特別な定率をかけるという方針をとつておられます。ただ試験研究機関と申しましても、その構成を見ますと、実は試験研究部門のほかに庶務會計の管理部門といふものがこのごろ相當なパーセンテージを占め、はなはだしきに至りましては、一つの試験研究所におきまして管理部門が四〇％、五〇％の人員を擁するといふものがあるのであります。こういうものは、試験研究部門がリードするのから庶務部門がリードするのかわからぬというふうな事情があるのであります。そういう管理部門におきましてはこれは整理をかけたわけでありまして、決して試験プロパー、研究プロパーの方を阻害するやうなことがないように、これはききわめて低い整理率をかけておまして、実際におきましてその試験研究が阻害されるというやうなことはないように、これは初めから根本方針として考へておりますので、その点は御心配ないように願ひたい。われ／＼もそういうことがないやうに心がけておる次第でございますから、御了承いただきたいと思ひます。

なお第二点の提案理由の説明にありました二十九年年度の事業計画に基きまして申します一つの意味は、減らす方は先ほど来申し上げましたやうな処

置によつて減らすけれども、また二十九年年度の事業計画に基きまして、仕事を充実に、あるいは新規の事業を行う、たとえば農林省で申ししますならば、ただいま御審議いただいております保安林整備臨時措置法に基きまして保安林の整備を行うためには、これは新規の職員がいるだろう。そういう点におきましては、五万町歩なら五万町歩の計画でございまして、それに基きまして必要な職員百名を計上する。あるいは農林省におきまして新しい指導船ができる、それについての乗組員は認めようという考え方でございまして、また農地事務局関係の定員減と事業量におきましては、それ／＼内部でいろいろの部門において考えまして、それ／＼の部門におきまして、この程度の人員では業務の改善あるいは機械化その他によりまして、何とかがまんしてやつて行けるというような数を出して行く、この御了承いただきたいと思ふのであります。

○芳賀委員 次に林野庁関係についてお伺いしますが、林野庁関係は、今部長からもお話のあつたように、保安林整備臨時措置法によるところの新規の増員というものは百名程度見込まれておられるわけですが、差引いたしましても一千二百六十名くらいの減員になるわけではございませんか、林野関係は公務員法の適用を受ける職員と、公務法の適用を受ける職員とに区分されておられるわけですが、これは先ほど平野次官も言われたように、労働職員というように関係が一萬三千名くらいに及んでおられるように私は承知しておられるわけであり、昨年の災害等を見ても、結局これ

は国内における林野の濫伐、過伐というものが相当重大な因をなしているといふことは否定できないわけでありまして、現在の国有林野の運営の実態を見ても、林野を伐採する方に対しては相当力を入れておられるけれども、林野を育成する、いわゆる治山治水というような点に立脚した運営というものは、なかなか手が届かぬのであります。この点に關しましては、新しく保安林の整備を考へまして、これと同時に国有林への保安林の買上げと、その対象にいたしまして治山事業の実施に關しましては、整理の時期でございまして、必要人員の増加はお認め願つて、二十九年年度におきましては、必要人員の増加に關しては、御指摘の林野の荒廃、国土保全、災害防除という面の万全を期するために、国有林野事業に關しましては、責任を十分に果し得るような人員整理を今後強力に御相談をして参る、かような方針でおります。

○柴田(衆)政府委員 お答え申し上げます。林野特に国有林の管理、育成に關しまして、今回の整理の実情は御承知の通り特別会計運営が主体でございまして、直接現場の運営をいたしておりますので、直接現場の運営をいたしております関係上、絶対必要不可欠な数量は確保いたさなければならぬという観点から御相談をいたしまして、現状におきまして国有林野の事業実施に支障は来さない、運営が可能であると考へておりますが、ただいま御指摘の従来国有林野事業が伐採事業を主体

として人員を整理しておるのではないかと、このお話でございまして、森林の育成あるいは国土保全の面に關しまして、現在不都合を感じておられるということではないのでございまして、最近の災害等の情勢と林野の現状からいたしまして、急激に育成あるいは国土保全の仕事は強化いたさなければならぬ、この点に關しましては、新しく保安林の整備を考へまして、これと同時に国有林への保安林の買上げと、その対象にいたしまして治山事業の実施に關しましては、整理の時期でございまして、必要人員の増加はお認め願つて、二十九年年度におきましては、必要人員の増加に關しては、御指摘の林野の荒廃、国土保全、災害防除という面の万全を期するために、国有林野事業に關しましては、責任を十分に果し得るような人員整理を今後強力に御相談をして参る、かような方針でおります。

○芳賀委員 最後に一点申し上げますが、非常に制約された時間の範囲内で十分の検討はできないわけでありまして、現在までいろいろ御答弁を願つた諸般の事情を総合しても、十分これで農林省関係の定員減に對して承でございまして、他面において非常な幾ばくかの経費は捻出できるかもしれませんけれども、公正妥當を欠くような国家財政の支出が大きい行われる場合においては、これは何にもならぬのであります。そういう点を十分加味されまして、この定員法の改正の問題に對しては、十分なる再検討が必要であるというふうな

でも前提として申した通り、真の行政機構の改革というものが先行されない限り、定員だけの縮減だけでは、實際の効果は期待することができないのではないかと、この点に關しては、どうして強行した場合においては、どうして業務が複雑になるというおそれもあつておられるかと、たとえば会計検査院からの報告によると、昭和二十七年の農林省関係の内容を検討いたしましても、主としてこれは農地等を中心とした災害の問題でございまして、この災害復旧の補助金等の支出に對しては、でき得るならば国の責任に對しては、その災害の實際というものを十分に把握して、そうして遺憾のないような復旧に對する措置を講ずるのが至当であると思ひますけれども、昭和二十七年の農地の復旧補助金が八百九十二億程度、その補助金の支出の適正妥當を欠いておられるというふうな報告もここにしておられるわけでありまして、これらは昨年の災害においてもそうでありましたけれども、この職員の定数が非常に足らぬで手薄のために、真にその災害復旧等に對しても、現地の実情を的確に把握することができないというふうな欠陥がしからしめたものであるというふうな考へるのではありません。行政整理に名をかりて定員を削減して、そこからは幾ばくかの経費は捻出できるかもしれませんけれども、公正妥當を欠くような国家財政の支出が大きい行われる場合においては、これは何にもならぬのであります。そういう点を十分加味されまして、この定員法の改正の問題に對しては、十分なる再検討が必要であるというふうな

われ／＼は考へますし、特にわが国の農林行政、食糧増産を中心としたこれに付随するところの農林省の機構の内部に對しては、定員外のいわゆる常勤、非常勤等のこの不合理性を持つた、かかる職員をかかえておる現状を十分認識されて、さらにつづきな結論が出るように善処してもらいたいといふことを、これは希望の意見であります。この点に對しては農林次官並びに管理部長の御所見を伺つて、私の質問を終りたいと思ひます。

○平野政府委員 農林省の業務を進めて参りますためには、私は實際に對しては今回の行政整理によつて受ける打撃というものはないと考へておられるのでございまして、御意見にございまして、人に人さへふやせばうまく行くといふだけのものでもないやうで、要は運用の問題でありますので、国民の尊い税金によつてやつて行くわけでありまして、できるだけ少数の人間で最高の能率を上げることが趣旨でございまして、この人員をもつて十分に国民の負託にこたへるという自信を持つておられるわけでありまして、なお行政整理につきましては、私どもとしてはやはり仕事を進める上においては、人が多ければいいということはありませんが、やはり日本の人口問題全体の立場と申しますか、ただ出血によつて失業をつくるということがいけないといふやうな面からも考へるわけではございません。しかし今回の整理は五千九百人になります。最初は実はもつと相当大きな整理があつたわけでありまして、われ／＼としてできるだけ折衝してこ

ます。今年度約三千六百人くらいになります。すでに特別待命の志願者が三千人くらいあります。しかも定員の欠員が六百名ありますから、実際においては首切りの出血と騒ぐ必要は全然ない実情になっております。この点御了承願いたいと思います。

○岡部政府委員 御指摘の点は十分今後におきまして研究し、尊重したいと考えております。ただ今平野次官からも申されました通り、このたび農林省に關します限りは決して無理な整理ではない。それで御承知の通り行政整理の難点はどこにあるかというところ、二つあるわけでありまして。一つはなか／＼事務量が減るなというところ、もう一つは現在おられます職員を實際に整理することが困難、この二つの面があるわけでありまして、このたびの数字は今平野次官から御説明いたしました通り、實際の職員を整理するという難点におきましては解決している問題であります。この点はひとつ御安心いただきたいと思ひます。もう一つは事務量の整理、これを現在の実情に即してどういうようにして仕事を簡素化し、改善し、能率を上げて行くかというところは、これは今までも努力し、今後とも行政整理、あるいは行政運営全体の問題として、これは政府が大きく取上げて研究して行かなければならぬ問題であります。こういう点の根本的な改善ということによりましては、ほんとうに正しい行政規模というものも確立されることだろうと思ひのであります。これは一朝一夕に解決できる問題ではないので、私も全力をあげて今後研究して行きたい、こう覚悟しておるのでございます。御了承いただき

たいと思ひます。

○稲村委員長 永田良吉君。

○永田(良)委員 農林の機構について二項目質問いたします。現場の制度についてですが、人員はあまり整理してないからけつこうですけれども、食糧の足りない際であるから、この点は積極的のい／＼研究していただきたいと思ひます。それで現場の機構、いわゆる試験場等は全国で何箇所くらいあるか、何か具体的なものがあれば伺いたいと思ひます。

○武田説明員 今農業試験場関係は東京の西ヶ原に技術研究所がございまして、そのほか農業試験場といたしましては北海道と、それから東北、これは岩手県にございまして、関東、東山の試験場といたしまして埼玉県にございまして、それから北陸農業試験場が新潟にございまして、東海近畿農業試験場が三重県、中国農業試験場が兵庫、四国の農業試験場が香川県、九州の農業試験場が福岡県、都合八つ置いてあるのであります。

○永田(良)委員 今の試験場の配置状態から見て、農林省のやり方は少しへんば的だと思ひます。沖縄は米軍の管轄下に入つたからまづしかたがないですけれども、大島が復帰して来た。それが九州でも北九州の福岡にあつて、一体亜熱帯的に関係のある南九州方面には何もないというところは、これは少し片手落ちのやり方ではないかと思ひます。この点についてどう考えますか。

○平野政府委員 九州の農業試験場のことでありますが、詳細には存じませんが、しかし農事試験場が農業試験場になりますときに、畜産とかあるいは

その他のい／＼な関係を統合いたしまして、農業試験場には各々ができておるわけですが、その部は九州におきましては、福岡に本場がありまうけれども、鹿児島あるいは熊本、宮崎その他の地域にそれ／＼部を配置してございまして、九州全体として最も適切であるようにやつておるはずでございまして、決してお話のようにへんばな取扱いをしないようにいたしておるつもりでございまして。しかしながらい／＼の御要望がありますれば、さらに適当に善処方をいたしたいと思ひます。

○永田(良)委員 私は今後食糧の増産をはかつて行くについては、従来のやり方ではいかぬと思ひます。今外米とか麦などを外国から持つて来ているが、食糧の自給をはかるには、どうしても今後やり方をかえて行かなければならぬと思ひます。特に今までは水田ばかりに片寄つたが、それでは目的は達せられぬと思ひます。今後の問題は畑地の灌漑、耕作によつて食糧の増産をはかる、これは日本の将来の食糧増産の面から見ると、確かに大事な点と思ひますのであります。こういう点に対しては畑地の多い地方に灌漑耕作の試験場を設ける、またそういう施設を奨励せぬければいかぬと思ひます。これに対する意見は何かでしようか。

○平野政府委員 お話の通り食糧増産のためには、畑地のさらに高度の利用を必要としたすわけでありまして、実は国会におかれられても昨年畑地農業改良促進法というのが議員提出で成立をいたしておるわけでございます。政府といたしましてはこの法律に基づきまして、畑地農業改良審議会を今設けて畑地農業の高度利用について努力をいたしておるわけでございます。本年度の予算案におきましてもこの特別立法がございまして、できるだけ計上して畑地灌漑について特に努力をする、こういう次第でございまして。

○永田(良)委員 畑地の灌漑耕作の場面から見て、まず関東では相模原が最も模範的だと思ひます。これは水力電気の電源の関係等もあつて、畑地全部に灌漑はできないと思ひます。九州方面、特に南九州の方面においては笠野原六千町歩とかいうような、自然に平野になつておる大平原がある、こういう地方にダムでもつくつて灌漑耕作をやればたいへんな食糧の増産になると思ひますのであります。こういう点等について研究せられたことがあるか、まずその点。

食糧の畑地灌漑はこの点でおくとして、その次に食糧増産の場面から見ると、粉食とかいう点から見ると、どうしてもかんしよがあるのであります。麦はまづおいて、かんしよの点については相当考えなければならぬと思ひますのであります。かんしよの点については農林省は少し手が届いていないような感じがするのであります。これに対するお考えを伺いたい。

○平野政府委員 畑地の点につきましても、九州におきましてももちろんいろいろ適当な土地がありますが、これはい／＼各種の角度から技術的に研究いたしておるわけでございます。阿蘇でありますとか、ございまして、しかしながら阿蘇のところはやはり今回の災害にかんがみまして、畜産と畑地の利用並びに治山治水の観点からする面

と競合してどういふふう調節するかというふうなことも研究いたしております。またお話のございました宮崎県なども適当なところがございまして、やはりあそこはシラスの地帯でありますので、そういう点も考えて行かなければならぬ、こういうようなところから研究いたしておるわけでございます。またかんしよのお話もございまして、これもできるだけ農林省におきましては技術的に研究いたしております。

○永田(良)委員 従来農林省がやられる点から見て、何か災害が大きくなることが起つた際には、その災害地には相当の考慮を払つて各種の積極的な場面も持つて行かれますけれども、災害があつたところばかりにこうやくを張るようなことをせずに、日本全体のあらゆる場面を考慮して、平生は災害のないときにおいても、この地方にかかる施設をすればかかる増産ができるという総合的な大きな目から見て、新しい計画を進められることが必要じゃないかと思ひます。どうも災害の起らぬ前においての全般的な御研究について少しもの足りない気がするのであります。これに対する当局の見解はか。

また次には、この試験場の問題について、まだこれから開発をせんければならぬ新しい場面があるのです。たとへて言えば工業試験場のごときも、農村工業指導所というものがここにあつて、二十人の人がおります。この農村の工業なんかの指導について、もつと積極的のやる意思はないのか、かりに一例を申し上げますならば、私は日本は竹林において世界一だと思ひます。こういう特殊なもう

たしておるわけでございます。本年度の予算案におきましてもこの特別立法がございまして、できるだけ計上して畑地灌漑について特に努力をする、こういう次第でございまして。

○永田(良)委員 畑地の灌漑耕作の場面から見て、まず関東では相模原が最も模範的だと思ひます。これは水力電気の電源の関係等もあつて、畑地全部に灌漑はできないと思ひます。九州方面、特に南九州の方面においては笠野原六千町歩とかいうような、自然に平野になつておる大平原がある、こういう地方にダムでもつくつて灌漑耕作をやればたいへんな食糧の増産になると思ひますのであります。こういう点等について研究せられたことがあるか、まずその点。

そうであるとか、各種の竹林の種類も多し、これが加工品もまた海外輸出いたしておりドルのかせぎにもなる。こういう点から見て竹林の試験場等も今後研究をして、竹の加工によつて海外のドルでもかせぐような計画はいかなるものですか。

○平野政府委員 災害が起つてから対策をしておるわけではないか、こうや張りではないかというお話でございしますが、まったくお話の通りでございまして、その災害の予防ということが大事でございまして、特に政府は最近におきまして内閣に治山治水審議会を設けまして、今後災害が起らないという体制を立てるために、非常に準備を進めておるわけでありまして、またその審議会の経過にもかんがみまして、ただいま国会に出しております本年度予算案におきまして、特に本年は治山治水に重点を置いたものを計上しておるわけでございます。この点御了承いただきたいと思ひます。

なお竹林のお話でしたが、これは林業試験場におきましてやつておるわけでございます。いろいろ御意見のような林産加工によりましてところの輸出等につきましても研究いたしておるわけでありまして。

○川俣委員 議事進行について。御承知の通り農林委員会は自由党を含めまして満場一致で内閣委員会に合同審査を申し入れた。その趣旨はすでに私が説明するまでもなく、内閣委員会に農林事情について詳細を理解せしめて、この法案の可否を決定していただきたいために申し入れたことは先般御承知の通りであります。しかるに農林委員会としては芳賀委員一人が質問してお

るだけでありまして、まだ全体の意見を十分述べる時間がないわけでありまして。一時ごろで打切られるということになりますならば、農林委員会の意向を十分伝達したということにはならない。たとえて申しますならば日本の大きな面積を占めております林野の土壌調査等につきましても、農林省自体が十分把握をいたしておりません。これらに対する処置をどうするかというようなことが、人員の整理にも非常な影響をもたらすことだと思ひます。一例をあげて申しましてその通りであります。従いまして十分農林委員会の意向を本委員会にお伝えいたしたいのであります。時間もありません。この日なり、さらに連合審査をお願いしなければならぬということだけを、十分考慮に入れて進行願ひたいと思ひます。

○稲村委員長 できるだけ御希望に沿うようにしたいと思ひますけれども、実は委員長だけでなく、内閣委員全体の議事進行に関する打合せもありませんので、一時というところでなくて、できるだけひとつ審議を進めてみたい、かように考えております。

○川俣委員 これは委員長を通じて理事會にお諮り願ひたいと思ひます。農林委員会としては、正式な満場一致の決定でございまして、単にこれは私だけの意見でございせんから、十分尊重していただきたいと思ひます。二時間ぐらゐと申して連合審査だということなことで打切られるということになると、農林委員会の権威にも関しますので、十分御配慮願ひたい。

○稲村委員長 了承いたしました。○永田(良)委員 私はごく簡単にあとを申し上げます。食糧の増産の点から見て、また食糧の自給という場面から見て、私はもう少しそばづくりに奨励したらどうか、私どもの鹿児島地方では、昔農家においてそばを秋と春と二回つくつて、そのそばを粉にひいてそば粉をつくり、それを湯で溶いて、いわゆるそばがきにしまして、一日のうち一食か二食それを食つて、米とかほかの方面を節約したものであります。日本の食糧の場面から見ると、ことに九州方面は畑地が広うございまして、そばづくりによつて米とか麦の消費を節して行くことは、たいへん適当でないかと思ひます。これに対して農林省で何か御指導賜る御意思はないか。これで質問を打ち切ります。

○平野政府委員 食糧増産の上にそばをもつと奨励したらどうかということでありまして、まったく御意見の通りであります。そばについてもいろいろやりたいたと思ひます。ただこれは危険作物で耕作の安定しないという点もありませんので、そういう点も考慮しております。御意見をよく尊重して着処いたします。

○永田(良)委員 今農林当局の話を開くと、そばづくりに対してたいへん御心配を寄せておられるようでありまして、これはよけいな御心配でないかと思ひます。私どもは農業をして知つてゐるが、鹿児島のごときは台風がたびたび来たりして、そばをやられて困つたこともある。しかし農業には、さいの河原と同じように、天災とか災害はつきものである。これをこわがつて何もやらないでいては、日本の食糧問題は解決しない。何べんやられてもこれを達成して、そうしてこの食糧問題を解決しなければならぬ。こういう場面から考えて、もう少し農林当局はこういう新しい場面の研究をして、食糧問題の解決に当られることを希望するわけでありまして、これで終わります。

○中村(時)委員 私は行政整理の問題に關して質問いたしますが、その前に一応既成の事実についてとやかく言うことよりも、なぜこういう整理案を出さなければならぬかという基本的な問題に關して、考え方の整理を進めて行く上から、一、二お尋ねしておきたいと思ひます。政府のおつしやるには、たとえば予算と非常に関連を持つて来ることですが、昨年の十一月の予算において一兆二百七十億円ということをおつしたのが、とたんに一兆円以内としまして、九千九百九十五億円という線を打出して来た。この緊縮予算の線の言訳をいたしまして、対外貿易がこ

の一年間非常に入超になつて来た、あるいはまた朝鮮事案におけるところの特需がなくなつたために、実は手持ちの十数億ドルの金がだん／＼減つて来た出したというやうなことが、あるいは貿易が振わないとか、国民がぜいたくなために、生産費が非常に高い、またはインフレになる。そういうためにだんだん生産費が国際的にも高くなつて、貿易が振興しない。あるいはまたそれゆゑにインフレーションを抑えなくて、はならぬからという意味において、財政の面において一兆円以内という問題を起し、あるいはまた税制の改革とか資本の蓄積また今般の人員整理と、こういうやうな一連の動きをもつて、今般

の人員整理の姿が現われて来たものであらうと、私はこのように想像するのですが、こういうやうに想像しておつていいものでしょうか。○岡部政府委員 お答え申し上げます。実は大きな問題で私からお答え申し上げますが、今般の行政整理と申しますのは、根本的に申しますならば、やはり戦後のわが国の経済を建て直すのに貢献するように、適正な規模の行政組織にする、またそれにふさわしい人員を定員で規制するというのが趣旨でありまして、御承知の通り二十九年年度に關する限りは、これは整理される職員の処遇の面も十分考えなければならぬので、ことにこのたびは従来と趣を異にいたしまして、一年間従来の給与を支給するというやうな特別特命制度も実施いたしました。また十割増しの退職金も支給するというやうなことでありますので、二十九年年度に關する限りにおいては、この行政整理によりまして行政費の節約を期するという面はないわけでありまして、ただ平年度におきましては、これが一般会計、特別会計合せまして約百五十一億円の節約になる、そういう意味におきまして、平年度におきましては相当程度の行政規模の節約になる。従つて行政費の軽減を来し、国民負担の軽減にも役立つてあらう、こういうやうな考えでございまして、二十九年年度に關する限りは、今申し上げましたやうな事情でござい

ます。○中村(時)委員 問題は、政府の考えとして、一年間を限定するということの意味ではないかと思ひます。おそらくこの問題の関連性というものは、ここ数年間続

く

であろうという事は当然のことです。そこで本年度におけるところの特
別待遇でも、あるいは十割の問題にい
たしまして、本年度はそれだけでよくつ
ても来年度は経常費がそれだけ浮くわ
けです。だから何も一年間と限定して
いるものではないという事は当然の
ことです。そこで私の言っているの
は、先ほど質問したことが基本的にな
るであろうと思う。また同時にそうい
う発表を政府はしている。そういう考
え方の上に立つてこの問題を進めて行
くかどうかということをお尋ねしてい
るわけです。だから一年間と限定して
やつている問題でないのです。その点
をひとつお答えを願いたい。これは質
問をして行くのに非常に基本的な問題
で、平行になるかあるいは妥協の線が
出るかという大きな問題を含んでいる
からお尋ねしているのです。

○岡部政府委員 今般の行政改革が、
先ほど申しました通り、わが国の行
政規模を縮小する、それによりまして
広く財政経済の再建に寄与するという
趣旨を持つものであることは、御説の
通りであります。

○中村(時)委員 行政規模という現象
に名をかつて今言つた基本線を認めた
わけですが、事実は私はそうは思わな
い。これは遺憾ながらそう思わない。
ということ、すなわち日本の現状か
ら行きまして、アメリカに対する関係
が非常に大きな問題になつて来る。す
なわちここ数年間の自主性のない、こ
ういふ追隨的な一つの外交政策なり経
済政策というもののしわ寄せが、当然
ここに初めて現われて来たといふは考
える。すなわちその実証として、アメ
リカにおいて一つのことがある。一月の

七日にアイゼンハワーが年頭教書に
おいて、こういうことを言つておる。
それは原子兵器の生産拡大に伴つての
対外政策の観点から出て来ている問題
だ。その一つには朝鮮事変以来膨脹し
たところの軍事費を削ること、第二点
としたしましては、対外経済援助を削
減すること、こういうことが考えられ
ておる。少くとも皆様方は、お前の言
う考えには追隨できないぞとお考えに
なつておるでしょう。しかし一つの、
どういいますかイメージだけはとれ
る。それはどういふところから来るか
といふと、たとえば米国のノール
ランドあるいはニクソンとかドールが
来日したときの要人の会談の結果、
あるいはまた池田、ドッジの会談の結
果、そういう一連の動きから、こうい
うふうな日本の施策ができるであろう
という関連が出て来る。しかもその結
果から少くともMSAというものを受
入れることに期待ができるという、そ
の中から結論が出たはずで、そこに
おいてこの問題が大きな問題となつて
現われて来た。アメリカにいたしまし
ても、税金を出しているのです。だか
らそれによつて実際に日本のような状
態の危険なところへ持つて来て融資を
するとか、あるいは援助をするとかい
うことは、おそらく不可能に近い。そ
のために一兆円においてこれを打ち切
り、インフレをとめたい、放漫な資
本の投資をやりたい、そういう結
果からこういふ行政整理もその一連と
して私は出て来たと思うのですが、そ
れに対して、これは非常に大きな問題
ですから、ひとつ政務次官にお聞きし
たい。

○平野政府委員 今回の行政整理は多
分いろいろお話のありましたようなこ
とももちろんございますが、基本的に
はこれは自由党内閣の公約であり、基
本政策としてやることでございまし
て、特に本年はお話のような効果が多
い、かように思うわけでございませ
う。

○中村(時)委員 自由党の公約とい
うのはさつぱりわからない公約なん
ですよ。それでは具体的に少し話を進
めて行きたい。そういう考え方に基
づきますと、先ほど政務次官は非常に
当初は膨大な人員整理であつたが、努
力によつてここまで持つて来た、こ
うおつしやつた。ところが行政整理の根
拠というものは、そういう数の多い少
いではない。少くともその戦艦によつ
て仕事の能率をどう持つて行くかによ
るところの人員整理でなくちやならな
い、私はこう思つておる。人員整理を
やつた結果によつて職権をどうしよう
とか、あるいはこうしようとかいう予
算の面ではないはずだ。それに対して
どうお考えを持つておられるか。

○平野政府委員 お話の通りござい
まして、従つて政府としては行政機構
の改革とあわせてこれをやりたい、こ
ういふことで準備を進めたわけでござ
います。なか／＼行政機構の改革の
方が、政府内部の意見が統一いたしま
せんというふうなこともございまし
て、結局現在事務的に大體現行の機構
において、この程度ならばやれるじや
ないか、こういう線を打出したのであ
ります。

○中村(時)委員 事務的にという御発
言がありました。私は事務的の観点
から人間が首を切られたんじやとて
たまらぬと思うのです。そこで事務的
とおつしやるから、事務的の面に一

二関連を持つてお尋ねしたいと思う。
たとえば今度の昭和二十九年に世界
の農業センサスを実行することになつ
ておる。これは政務次官よく御存じだ
ろうと思う。そこで前回においてはほ
んど全戸調査をやつたわけですよ。と
ころが今般だけはそれを五分の一の抽
出調査をやろうとしている。これはど
ういふ観点からこの相違が出てくるか
をお聞きしたい。

○平野政府委員 各種の部門がそれぞ
れ必要な性質を持つておることは、申
すまでもないところでございませう。従
つてそういうことがあるわけで、各部
門部門において必要性を強調いたしま
すならば、どれもこれもみな拡大強化
しなければならぬ、こういうことにな
る。けれども出て来るわけでありませ
うが、日本の現状において、どの程度が
国力に應じた適當なものであるか、こ
ういふことで制約を受けて参ります。
お話の農業センサスの調査にいたしま
しても、できるだけ広範囲に正確にや
りたいといふことはもちろんでありま
すけれども、ただいま申し上げたよう
な事情によつて、理想的にはやれな
い、こういうことになるだらうと思
うのであります。統計事務の必要なこ
とについては、政府として痛感してお
ります。国力に應じた機構によつて
事務をやる、こういう意味だらうと思
います。

○中村(時)委員 どうも答弁が骨子と
はずれてしまふ、これは政務次官のい
ふもの手です。それではもう一つお聞
きしたい。それは現在でも日本は食糧
を毎年輸入しなければならぬ、こう言
つておる。それはいいです。すると農
家の生産能力を調査して、次にその欠

陥に対しては政府として助成しなけれ
ばならぬ。またそのほかに、食糧の確
保をはかるとともに、日本の農業の実
態を確実につかんでいまいという欠陥
が農林省にある。これは先ほど川俣委
員からも指摘のあつた通り、また国際
的にも日本農業の地位、今後における
農業政策というものは国際的な農業と
日本の農業の立場、あるいは日本の経
済の一端として日本の農業の立場、そ
ういふ観点からの分析が必要とされて
来ておる。そういう観点に立つて、こ
の国際的な友誼関係から来たところの
今般の農業センサスに対して、あくま
でも私たちは実質的な把握の必要に迫
られておるのではないかと、それは重
大な問題ではないかと思つております
が、農林政務次官においてはどうい
うお考えを持つておられますか。

○平野政府委員 結局程度の問題で
ございまして、完全ということになり
ます。ならば、どれだけ膨大な機構を持
ち、どれほど膨大な経費を使つても、
絶対的に完全なことは期し得られない
わけでありませう。結局程度の問題だ
らうと思ひますが、ただお話の通り農
業センサスその他農業に関する統計とい
うものは、農業政策を樹立するための
基本的要件であるという信念を持つて
おります。そういう点から統計調査部
の縮小は相当強い考え方であつたので
ございませうが、私どもの意見により
まして各省とおつき合ひ程度の整理で
とめるということになつたのもそのた
めでありませう。

○川俣委員 今の政務次官の答弁によ
りますと、精密な調査は、完璧という
ようなことになりませうと限度がある、
こういう御答弁です。しかし今年の作

況について、いや、凶作ブームだといふようなことを言われると、農林省はあわてて、ただ弁解しておるだけじゃないですか、あるいはそういうことがあるかもしれないので、わざ／＼食糧管理制度について再検討するといふことを言っておる。どれだけ収量があつたか、世間からの非難に対して十分対抗するだけの資料を持つていないから、動揺してゐるんじゃないですか。動揺しないだけの、基礎資料を持たなければならぬ。資料の把握が不安定だ。世間の批判に対して十分対抗できるように資料を持つておきますならば、対抗して行つた方がいいじゃないか。その自信がない。自信がないから、もう一ぺん検討してみようというやうなことをやつてゐるようでは、正確な、少くとも農林省としての自信のある調査ではないという非難を免れないと思ふ。私は機構、人員を減することが悪いとは必ずしも言わない。しかし目的達成のために農林省が自信をもつて対抗でなすだけのことをなし遂げなければならぬ責任がまず第一にあるのじゃないか。そのことが必要じゃないか。先決じゃないか。問題を逆に考えていやしないか。たとえば今治山治水対策が重要だと言つてゐる。一番重要なこととして掲げていますよ。しかし山くずれが一体どのくらいの面積があるか、今崩壊に瀕してゐるところはどのくらいあるか、おおよそこのくらいあるだらうということだけじゃないですか、正確なものを持つていないではないですか。世間を納得させるだけの、他省あるいは行政管理局を納得させるだけの資料を持つていないじゃないですか。持つていないから人員整理にも

は、ただいたずらに人さへふやせばいいというわけのものではないのでございまして、運用によつて目的を達成し得るわけでありまして、政府としては最小限度の人員をもつて最高の能率を上げるために、全力を尽して参りたいと考えております。

てまかない得るかどうかという点であります。第四点は、農林政務次官にこの際お尋ねしておきたい。第十六国会から継続審議になつております臨時疎安需給安定法案に關連いたしました、疎安の生産費調査の随答はどの程度のものにお考えになつておりますか。これは小さい問題のようでありましてけれども大きな問題であると思ふ。この四つのうち、最初の三点は統計調査部長、最後の一点は平野政務次官にお伺ひいたします。

○平野政務委員 私我先ほども申し上げましたように、絶対的に完璧を期するといふことは不可能であります。さらに言えば、国民全部が調査に當つても完全といふことは言えないわけでありまして、従つて現在の国力に應じてまず相当の力を持つことが適當であるといふ考え方、また、ただ人員を増加したからといつて、それによつて完全を期し得るわけのものでもないのではありません。現在統計調査部には約一万人おるのをごさいます、これによつて私ども一応信頼し得る数字を作つておるわけでございます。

つばな資料となる農産物の生産費調査、それなどをさらに強化してやる要があるといふことは事実である。その程度でございませう。

○安田説明員 足座委員の私に對しまする三つの御質問について、私として可能な範囲のお答えを申し上げます。第一点は、定員法上に盛られました、特に定員法上の職員千三百六十八名を、かりに整理いたすようになる場合におきまして、地域的あるいは事務所別とか異別とか、その中の出張所別とか郡別とかいふものと、調査事項別に調査に従事いたしますものとの影響が違ふのを、どう調整するかという御質問と思ひましたが、違ふでしようか。

○中村(時)委員 あなたの言つてゐることは論弁と称する、一つの問題から逃げて行こうとする考え方である。たとえば、あなたは先ほど程度の問題とおつしやつたけれども、程度の問題であるならば、以前はちやんと農家経済調査をやつておるのです。ところが今度それができないので、五分の一の抽出調査になつておる。問題の考え方が違ふのです。そういう完璧を期する方向に努力をするといふことでなくちやならぬにかかわらず、あなたのおつてゐる行動は、遠のいて行つて、言い訳をしようとしてゐる。実際にさういふことを考えてもらいたい。さうして御答弁願ひたいと思ふ。

○安田説明員 中村さんの御質問にお答え申し上げます。事務的なお答えしか申し上げられないのは遺憾であります。農家経済調査、生産費調査、その他物価、賃金調査等いろいろありますが、国として必要な統計といたしまして、統計法に基いて、行政管理局の統計基準部の審査を経まして公的にやらねばならぬ、言いかえしますと、それは指定統計と申しておりますが、二十四年以降のことになつておるものは、最近の経験からいたしまして、今回の整理によつても、若干の常勤勤務者を加へれば、能率増進をやつて参れると思つております。しかし農家経済調査の対象をさらに広げまして、よりよく農家経済を把握したり、農業資料、農業収入——農産物販売収入、兼業収入、あるいは米価、麦価その他農産物の価格決定に對して、現状以上り

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

○中村(時)委員 もう少しあとからお聞きしようと思つたが、それではひとつ具体的にいつきりお聞きしたい。たとえば、今農林省で経済調査並びに生産費調査あるいは経営調査、この三調査を主体においてやつておる。もちろんこの調査項目にはいろいろ疑義があるが、それにいたしまして、これらの個々に対して一体どのくらいの人員をもつて配慮するのが適當なのか、ひとつ調査の上から割出してもらいた

○安田説明員 足座委員の私に對しまする三つの御質問について、私として可能な範囲のお答えを申し上げます。第一点は、定員法上に盛られました、特に定員法上の職員千三百六十八名を、かりに整理いたすようになる場合におきまして、地域的あるいは事務所別とか異別とか、その中の出張所別とか郡別とかいふものと、調査事項別に調査に従事いたしますものとの影響が違ふのを、どう調整するかという御質問と思ひましたが、違ふでしようか。

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

○中村(時)委員 あなたの言つてゐることは論弁と称する、一つの問題から逃げて行こうとする考え方である。たとえば、あなたは先ほど程度の問題とおつしやつたけれども、程度の問題であるならば、以前はちやんと農家経済調査をやつておるのです。ところが今度それができないので、五分の一の抽出調査になつておる。問題の考え方が違ふのです。そういう完璧を期する方向に努力をするといふことでなくちやならぬにかかわらず、あなたのおつてゐる行動は、遠のいて行つて、言い訳をしようとしてゐる。実際にさういふことを考えてもらいたい。さうして御答弁願ひたいと思ふ。

○安田説明員 中村さんの御質問にお答え申し上げます。事務的なお答えしか申し上げられないのは遺憾であります。農家経済調査、生産費調査、その他物価、賃金調査等いろいろありますが、国として必要な統計といたしまして、統計法に基いて、行政管理局の統計基準部の審査を経まして公的にやらねばならぬ、言いかえしますと、それは指定統計と申しておりますが、二十四年以降のことになつておるものは、最近の経験からいたしまして、今回の整理によつても、若干の常勤勤務者を加へれば、能率増進をやつて参れると思つております。しかし農家経済調査の対象をさらに広げまして、よりよく農家経済を把握したり、農業資料、農業収入——農産物販売収入、兼業収入、あるいは米価、麦価その他農産物の価格決定に對して、現状以上り

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

○中村(時)委員 あなたの言つてゐることは論弁と称する、一つの問題から逃げて行こうとする考え方である。たとえば、あなたは先ほど程度の問題とおつしやつたけれども、程度の問題であるならば、以前はちやんと農家経済調査をやつておるのです。ところが今度それができないので、五分の一の抽出調査になつておる。問題の考え方が違ふのです。そういう完璧を期する方向に努力をするといふことでなくちやならぬにかかわらず、あなたのおつてゐる行動は、遠のいて行つて、言い訳をしようとしてゐる。実際にさういふことを考えてもらいたい。さうして御答弁願ひたいと思ふ。

○安田説明員 中村さんの御質問にお答え申し上げます。事務的なお答えしか申し上げられないのは遺憾であります。農家経済調査、生産費調査、その他物価、賃金調査等いろいろありますが、国として必要な統計といたしまして、統計法に基いて、行政管理局の統計基準部の審査を経まして公的にやらねばならぬ、言いかえしますと、それは指定統計と申しておりますが、二十四年以降のことになつておるものは、最近の経験からいたしまして、今回の整理によつても、若干の常勤勤務者を加へれば、能率増進をやつて参れると思つております。しかし農家経済調査の対象をさらに広げまして、よりよく農家経済を把握したり、農業資料、農業収入——農産物販売収入、兼業収入、あるいは米価、麦価その他農産物の価格決定に對して、現状以上り

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

○中村(時)委員 あなたの言つてゐることは論弁と称する、一つの問題から逃げて行こうとする考え方である。たとえば、あなたは先ほど程度の問題とおつしやつたけれども、程度の問題であるならば、以前はちやんと農家経済調査をやつておるのです。ところが今度それができないので、五分の一の抽出調査になつておる。問題の考え方が違ふのです。そういう完璧を期する方向に努力をするといふことでなくちやならぬにかかわらず、あなたのおつてゐる行動は、遠のいて行つて、言い訳をしようとしてゐる。実際にさういふことを考えてもらいたい。さうして御答弁願ひたいと思ふ。

○安田説明員 中村さんの御質問にお答え申し上げます。事務的なお答えしか申し上げられないのは遺憾であります。農家経済調査、生産費調査、その他物価、賃金調査等いろいろありますが、国として必要な統計といたしまして、統計法に基いて、行政管理局の統計基準部の審査を経まして公的にやらねばならぬ、言いかえしますと、それは指定統計と申しておりますが、二十四年以降のことになつておるものは、最近の経験からいたしまして、今回の整理によつても、若干の常勤勤務者を加へれば、能率増進をやつて参れると思つております。しかし農家経済調査の対象をさらに広げまして、よりよく農家経済を把握したり、農業資料、農業収入——農産物販売収入、兼業収入、あるいは米価、麦価その他農産物の価格決定に對して、現状以上り

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

○中村(時)委員 あなたの言つてゐることは論弁と称する、一つの問題から逃げて行こうとする考え方である。たとえば、あなたは先ほど程度の問題とおつしやつたけれども、程度の問題であるならば、以前はちやんと農家経済調査をやつておるのです。ところが今度それができないので、五分の一の抽出調査になつておる。問題の考え方が違ふのです。そういう完璧を期する方向に努力をするといふことでなくちやならぬにかかわらず、あなたのおつてゐる行動は、遠のいて行つて、言い訳をしようとしてゐる。実際にさういふことを考えてもらいたい。さうして御答弁願ひたいと思ふ。

○安田説明員 中村さんの御質問にお答え申し上げます。事務的なお答えしか申し上げられないのは遺憾であります。農家経済調査、生産費調査、その他物価、賃金調査等いろいろありますが、国として必要な統計といたしまして、統計法に基いて、行政管理局の統計基準部の審査を経まして公的にやらねばならぬ、言いかえしますと、それは指定統計と申しておりますが、二十四年以降のことになつておるものは、最近の経験からいたしまして、今回の整理によつても、若干の常勤勤務者を加へれば、能率増進をやつて参れると思つております。しかし農家経済調査の対象をさらに広げまして、よりよく農家経済を把握したり、農業資料、農業収入——農産物販売収入、兼業収入、あるいは米価、麦価その他農産物の価格決定に對して、現状以上り

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

○中村(時)委員 あなたの言つてゐることは論弁と称する、一つの問題から逃げて行こうとする考え方である。たとえば、あなたは先ほど程度の問題とおつしやつたけれども、程度の問題であるならば、以前はちやんと農家経済調査をやつておるのです。ところが今度それができないので、五分の一の抽出調査になつておる。問題の考え方が違ふのです。そういう完璧を期する方向に努力をするといふことでなくちやならぬにかかわらず、あなたのおつてゐる行動は、遠のいて行つて、言い訳をしようとしてゐる。実際にさういふことを考えてもらいたい。さうして御答弁願ひたいと思ふ。

○安田説明員 中村さんの御質問にお答え申し上げます。事務的なお答えしか申し上げられないのは遺憾であります。農家経済調査、生産費調査、その他物価、賃金調査等いろいろありますが、国として必要な統計といたしまして、統計法に基いて、行政管理局の統計基準部の審査を経まして公的にやらねばならぬ、言いかえしますと、それは指定統計と申しておりますが、二十四年以降のことになつておるものは、最近の経験からいたしまして、今回の整理によつても、若干の常勤勤務者を加へれば、能率増進をやつて参れると思つております。しかし農家経済調査の対象をさらに広げまして、よりよく農家経済を把握したり、農業資料、農業収入——農産物販売収入、兼業収入、あるいは米価、麦価その他農産物の価格決定に對して、現状以上り

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

○中村(時)委員 あなたの言つてゐることは論弁と称する、一つの問題から逃げて行こうとする考え方である。たとえば、あなたは先ほど程度の問題とおつしやつたけれども、程度の問題であるならば、以前はちやんと農家経済調査をやつておるのです。ところが今度それができないので、五分の一の抽出調査になつておる。問題の考え方が違ふのです。そういう完璧を期する方向に努力をするといふことでなくちやならぬにかかわらず、あなたのおつてゐる行動は、遠のいて行つて、言い訳をしようとしてゐる。実際にさういふことを考えてもらいたい。さうして御答弁願ひたいと思ふ。

○安田説明員 中村さんの御質問にお答え申し上げます。事務的なお答えしか申し上げられないのは遺憾であります。農家経済調査、生産費調査、その他物価、賃金調査等いろいろありますが、国として必要な統計といたしまして、統計法に基いて、行政管理局の統計基準部の審査を経まして公的にやらねばならぬ、言いかえしますと、それは指定統計と申しておりますが、二十四年以降のことになつておるものは、最近の経験からいたしまして、今回の整理によつても、若干の常勤勤務者を加へれば、能率増進をやつて参れると思つております。しかし農家経済調査の対象をさらに広げまして、よりよく農家経済を把握したり、農業資料、農業収入——農産物販売収入、兼業収入、あるいは米価、麦価その他農産物の価格決定に對して、現状以上り

○安田説明員 もしそうだといたしますと、定員法の改正が国会で審議されますれば、私どもはこれに従つて対応しなくてはならぬことになるわけでありませう。他方定員法の改正に關連し、またそれと必ずしも同じでなしに、特別待命制度で自発的な退職者が出つたのであるが、今後の継続性というところが私ども事務当局にもはつきりいたしましたならば、地域調査事項に應じてアンバランスがないように定員の再配置をしたいと思います。しかし定員の再配置には職員の生活事情、住宅あ

るいは適否の性能等もございまして、そう容易でもないかと思つて、非常に心配をいたしております。その実現した場合にはほぼ現状ないしは現状以上経験を重ね、能率とくふうを重ねて同程度の調査の目的を達成いたします、あるいは延ばすべきものは延ばす。しかし反面調査事項を簡素化しても、同程度ないしはそれ以上の目的を達し得るような業務の簡素化もいると思つております。しかし単なる行政機関の定員法による定員だけでは私どもの仕事は完遂できません。これは現実においてもそうでありますし、性質上もそうだと思います。なぜかと申しますと、広い対象の地域と広汎な複雑な農林業漁業を対象に調べました上に、定員ないしは定員に準ずる専門職員をもつて、少くとも適例あるいは全部の調査をこちらから出向いてやらなければならぬ仕事だからであります。簡単に申しますれば、職員が役所から外へ出向いて現場で仕事をします。そこで事務局として政府の方針、特に国会の方針、これには従います。しかしその許される範囲内においては無理なところは統計の使命を極力高度に達成いたしますように、定員外の努力、言いかえすれば常勤労働者と申つておりますが、常勤調査員あるいは非常勤の調査員、それから予算では人夫と言つておりますが、あまり名前には適当と思ひませんが、そういうものはかなり数が多くありますから、その活用の仕方を考へて、また地域的、事項別の定員整理上の配置の偏在ということ修正して参りたいと思つております。

従つて御質問の第二点の調査員の数、配置、待遇の問題になるかと思ひます。これは私どもの方にはいろいろの調査員、種類は待遇、謝金、名称、勤務内容、いろいろ差があるものがありますが、御指摘のものは主として農作物調査に従事いたします。また耕作付面積等に従事いたします。また調査員、今その予算定員は二十一万であります、小字の部落等に一人であり、それが単価百八十円になつておると思ふ。それから林業調査員十六万、これは定員でありませんが、やはり百八十円になつております。一昨年は百五十円だつたのを、昨年二百円に上げてもらひまして、国会修正で一割減りまして、百八十円になつたという中途半端な妙なものであります。これは私どもかねて求めて千円程度以上というところに置いて、よく働いてもらへるようにならうと思つて、そのうちに定員の整理がありまして、その補完として調査をさらに延ばして行ける程度までできるようにというものが、私どもの念願であります。それは本年度予算において一事項を除いては不可能であります。御指摘の点の分には不可能であります。第三の点に關係があります。被害調査を拡充するにあたりまして、その総計約一億の予算になりましたが、前は二千三百万円でありました。市町村に二名ずつの年間千五百円の被害報告員という名前、一応予算はとつてありますが、百八十円の作物調査員に比しましては、かなりの調査能力を持たせておられる、これもいばつてはお願いできません。懇願してお願いしなくちゃならぬ程度であります。そういうものをひとつ目安にいたしまして、私としては部落に全部必ずしも配置しないで、もう少し単価の安い調査員も集中的に

たしまして、むしろ市町村の単位においてかなりの待遇を受けた人、せめて被害報告員の千五百円ぐらいの待遇が、それに近い待遇を受けるように、実行上当該の事項の総予算の範囲内において大蔵省当局とも一會計法が許せばそこへ集中強化いたしまして、市町村ごとに農林統計調査員が千五百円前後の謝礼金を受取りながら、本職員による調査を補完していただくような、そういうもので市町村統計が、今よりは一歩進まないかということの研究中でございます。

○平野政府委員 臨時確安需給安定法による肥料の生産費調査につきましては定員を増加せず、部内における配分転換によつてやつてもらふつもりであります。

○足鹿委員 配置転換でやるということでありまして、配置転換によつて行わんとするその機構陣容はいかがでありますか。それからさつき行政管理局の御答弁で常勤労働者の点について、政務次官はあなた方ともよく相談をして、これが定員のわく内に入れるように早急に善処するということではあります。食糧庁におきましては農産物検査補助員がいわゆる常勤労働者として二千六十一名ある、実際これは検査員と何ら異なるところのない業務を担当して第一線で働いております。これに類するものはただ単に農林関係のみならず、また農林関係の内部の各一部局にとどまらず、全部にこういうケースがある。今の統計調査部長の御答弁によりまして、再配置をやるそれは今検討中である。業務の簡素化をやる、そして先ほど私が説明しまし

た定員外の常勤労働者、非常勤労働者、人夫をもつてやるというふうにして、この活用によつて円滑なる事務の執行に当たりたい、こういうことでございしますが、ちょうど風船みたいなもので上を上げれば必ず下へふくらんで行く、こういうことはまづこのようなものでありまして、やはり無理な定員整理をやるうとすれば、必ずこういうことになる。業務自体が減つて来るなり、あるいは機構を根本的に改正して行くその結果として簡素化されて、定員が減つて来るなら自然であります。が、そうではなくて、一律に定員を削つて行かれますと、先ほど申し上げましたように、現業あるいはこれに類する仕事を、一番たくさん持つておられる農林省であります。そういう点については、非常勤労働者の問題は、平野政務次官はただ単に林野関係に一番多いとおしやいました。それは私も認めますが、食糧庁にだつてある。今また統計調査部関係でも今言われたような事態が起きて来る。こういう点についてこの際ひとつ十分に御検討になつて、彌縫策ではなしに、非常勤の、定員外の、実際上定員と同じ仕事をしている者に対しては、名称のいかにこだわらずにこれを定員の中に入れて、けじめをつけて、事ごとくこういふ不安動揺のないように、事務の滞りがないうようにしていただきたいと思ひます。この点を、さつきの確安生産費の調査人員とあわせて、政務次官からさらに御答弁をお願いいたします。

○平野政府委員 生産費調査の職員が現在十六名おられるわけでございますが、今回これを四名増加いたしましたして、二十名の陣容をもつて完全を期するよう努力いたしたいと考えておられるわけでございます。

なお今の常勤労働者の点でございますが、先ほど申し上げましたように、確かに一万五千名のうち九千名が林野庁で、残り六千名が食糧統計その他各般にわかれておる、こういうことになつておるわけでございますが、この中には、お話のような定員に入れて考えることが適當であるという者もあろうかと存するわけでございます。その点につきましては十分部内で検討したいと思ひます。

○川俣委員 関連して二点だけお尋ねしておきたい。

一つは平野政務次官にお尋ねしておきますが、一休耕地というふうなものは不動なもので、動かさないのです。その動かないものすら農林省の統計もあれば、各府県の統計もある、税務署の統計もある、調査部の統計もある。どつちかといえば信頼度は統計調査部の方が高いと言ふけれども、これも抽出調査ですよ。大体統計調査事務所は平面的測量器すら十分持つていないので、正確に把握して出しておらず。人員は整理しても大丈夫です。末端に行つてごらん下さい。計算機一つ持つていない。人を減らしたから計算器を持つたというなら別ですが、みんなそろばんなんです。そろばんだとどうにもなれば、人の腕を動かすほかに出て来ません。そういうふうなやり方をしておつて、これでやりますと言ふことは、とうていできないと思ふのです。土壌の調査すらできていない。そういうことをやるのが先決じゃないか

通山の役人と称して、金銭出納をやらしている。これは代理だと言うけれども、ほんとうは代理ということはいかぬことだ。予算執行上の責任は定員でやらなければならないはずであります。ところが実際判を押しているのを見てごらん下さい。非常勤務者が判を押して、認めて、賃金を払っておる。林野庁がやつておられるんですよ。世間では定員内のいわゆる資格者と認めているから、通っている。これは会計法上十分考慮しなければならぬと思う。林野庁長官は首を振つておられますがやつておりますよ。あなた方は、法制上は非常勤務者、実際の仕事は山の担当者というようなことで、ちゃんと

○岡部政府委員 川俣さんのお尋ねの点は私からお答え申すのが適當かどうか存じませんが、実はこういう問題があるのをごさいます。すなわち一定の行政行為——検査とか立入りとか、あるいは一定の行政事務の執行につきましては、法律で一定の資格を持つている者、ことに官吏の身分を持つてゐるものにやらせる、こういうような形の場面があるわけであります。そういう場合におきましては、その当該官吏がその資格においてこれを執行するというのが、当然の建前でございます。ただそれは定員法とは関係ないのであります。御承知の通り、定員法というのは、先ほども申しました通り、その役

相当な仕事をやらしておるというよう
な点もあろうかと思いますが、それは
いろ／＼各省の事務の実情においてや
つてゐることでありまして、ある程度
不自然な面もあろうかと思ひます。そ
れからまた御指摘の点は、たいていそ
のようなことは少いかと思ひますが、
もしもあるといたしますならば、それ
は補助なり代理なりという形でやつて
いるものと思つておりますが、なお詳
細はひとつ農林省当局からお聞き願ひ
たいと思ひます。

○川俣委員 私は一例をあげて申し上
げておる。検査規則によれば検査の資
格者でなければならぬ。この資格者
というものは常勤勤務者、非常勤勤務

です。これが拒否したら一番困るのは農林省です。供米はできやしません。あるいは山の中の営林署にたくさんの常勤労務者があります。普通ちやんとしたいわゆる山役人と言われております。これらの資格がほんとうは常勤労務者であるか、定員内の資格者であるかなどということは、山の人はよく知りません。これは山のいわゆる人夫などは別ですよ。査定の基準になる判はだれがやつているというのです。一々担当区の人が行つたり、事務所の人が行つてやつてはおりません。いわゆる常勤労務者に値するような人、時には資格者も行きますけれども、これは代理権がないのですよ。そういう人にや

かし實際はそうじゃない。ことしの秋になつて、あなたの言う通りやつたならば、もしも資格者じゃないということと拒否されたらどうします。一番困つて、供米が遅れて来るということとで手を上げなければならぬのは農林省だと思ふのです。規則通りにほんとうにやらしてよろしいということになつたらたいへんですよ。そういう便法をもあえて供米のためにはやむを得ないとして実行されておるのが現状なんです。供米促進のためにはそのこともやむを得ないとして客認はされておる。客認されておることと、法規と今度の定員とは非常に關係が深いのです。規則通りやらなければならぬ。政府の

方針だといつてあまり大きなことを言う、たいへんな事態が起きるということが憂慮されます。

○平野政府委員 ただいま文書課長から申し上げました通り、法律に基いて検査の権限を執行するのは検査員であつて、その代理は認められないわけでありまして、川俣委員の御指摘になる点は、つまり検査の権限を執行するのじやなくて、それに対して手伝いをする、こういうことでありますから、何らさしつかえはないと思います。

○川俣委員 手伝いじやないのですよ。ちやんとさしを入れて検査して判をおしておるのですよ。だからそれは拒否できる、これが拒否されたら供米の最盛期において半分はできませんよ。大体できる能力はないじやないですか。一年間を通じては確かに能力はあるけれども、供米時期になりますと、今の定員ではとても押し切れるものじやないですよ。定員で割つてごらんさい、能力の限度を越えておるか越えていないかということはすぐわかります。一定の期間において一定の定員で割つてごらんさい、人間の能力において可能であるかどうか、数学的に出て来ます。それを実行しておるというの、いわゆる定員外の人を使つておるからですよ。

○稲村委員長 平野政務次官に御注意申しますが、今の川俣委員の質問は、そういう事実に基づいて検査を拒否することが当然だと解釈するかどうかというのを、農林省の責任ある地位にある者として答弁願いたい、こういうことであらうと思うので、御答弁願います。

○平野政府委員 お話の通り、法律上

から申しますならば、検査の権限を執行するのはもちろん検査員に限るわけでありまして。ただ御了解を得たいことは、供米というものは時期的に最盛期のは、非常に膨大な人員を擁するわけ、ふだんからその人員を擁しておくというところは、国家経済上不適当でありますために、やむなく——最盛期においては検査員によつては手に豆ができて血が出るといったような者が出て参るわけですよ。それは最盛期においては多忙をきわめますために、そのときに臨時職員を委嘱することになるわけ、その場合に権限の問題が起るわけ、ございしますが、これはあくまでも手伝いをする、こういう趣旨でやるわけ、ございしますから、その点はどうぞ御了承をいただきます、と思います。

○川俣委員 これは規則上手伝いとか補助ではできない、これは明らかになんです。ただ供米促進のためにあえてそういうことをいたしてもやむを得ないというところで認容されておるだけなんです。しかしこれを定員で厳格にやらなければならぬということになる、問題が新たに発生して来る、それをあえて法律を侵してまで、なぜ定員減をしなければならぬかということなんです。これは問題ですよ。一人で大体何倍くらゐ検査できるかと思うのです。動かないでございす。一分間に何倍できるかというのです。これではとも検査なんかにできるものではないのです。それから今平野政務次官が言つたように、最盛期になると補助を使うとか何とかしてございす。この点、それは代理行為ではできない。検査というものは代理行為ではでき

きないのですよ。どうですか。

○平野政府委員 検査員はやはり相当経験を積んだ、能力の高い者でなければならぬわけ、臨時に人をとりましてもすぐは間に合ふ、従つて現在の機構といへども、ふだんはそれほど忙しくないが、やはりあれだけの陣容を最盛期に備えるために用意したしておるわけでありまして、あくまでもその臨時職員は補助機関でありまして、御心配のような点はないと思ひます。しかしいわゆる最盛期においては、ある程度代理権に誤解を受けるようなおそれがあることまでやるといふこともありますが、これはやはり農民各位が政府に御協力をしていただく、当面の供米を促進することが必要で、認容されておるわけでありまして、各位におかれましても御協力を得たいと思ひます。

○稲村委員長 そういう事実を拒否されることであつても、農林省としてはそれは正当なものであると認めるかどうかという質問なので、それに対して拒否することはいいけない、あるいは拒否してもちつともさしつかえはない、こういうことをお答え願ひたい。

○平野政府委員 検査員にあらざる者が検査の権限を執行するのはもちろんこれを拒否することができるとは思ひますが、しかし最盛期におきましてはいろいろまぎらわしいような場合もあるわけでありまして、この点は常識に訴えて御協力をいただきます、と思ひます。

○中村(時)委員 さつきから聞いておると、これは平野政務次官の性格が、政府委員としての性格でございすことを言つておるのかどうか知らぬが、実

にポイントが違ふのです。供米をそういうふうな調査に来たときに、拒否してもよいかどうかを聞いておるので。法的根拠に照らして、検査員でない者がそういうふうに出て来た場合、拒否してもよいかと聞いておるのです。そのときにあなたはよいと思ふのですか、悪いと思ふのですか、法的に照らしてはつきり答えていただきます。ただ一点です。

○平野政府委員 それはただいま申し上げましたように、法的に厳格に申し上げますならば、検査員でない者が検査をすることはできないわけでありまして、もちろんその場合拒否し得ることとは当然であります。

○中村(時)委員 散漫になると思ひますから、一つの実態をとらえてお話しみたい。たとえば農家の実態を見ますと、私たちの愛媛県で農家の保有耕地面積が二十五年は五反未満であつた。それが五反未満であつたのが、二十八年は四四四四になつておるわけですよ。そして農家の離散するは都市集中の傾向は非常に強くなつておる。これはその通りだと思ふ。三年にしてこのような変動があるわけですよ。従つて零細農業に対する対策としての最も的確な、しかも整備された基礎調査が必要であるということが、当然ここから出て来るわけですよ。要するにそうなるて来ますと農家の調査の結果から来る農事カードであるとか、あるいは基礎台帳であるとか、そういうようなものの整備が必要になつて来るし、政府はもちろん、地方行政機関においても、農村の行政に大いに役立つような、そういう調査機構が絶対に必要であると思ふ。なぜならば政務次官にお尋ねす

るのですが、その基礎が明確でないために、いろいろずさんな供出制度がここに起つておる。実際に供出はあなた方は二千万石と立てておる。ところがやみ米はたくさん出てる。しかも今になつても千九百五十万石しか集まつていない。そういうしますと、必然的に今度は一般大衆の配給の量にまで影響が出て来る。たとえば現在十五日の食糧配給をやつておる。その中で内地米が十日です。ところがその十日の確保ができないから、今度は五日分の外米を六日間とか、七日間にすると、こういう状態がまず起る。あなたはこの行政の欠陥から、大いに一般大衆の上までしわ寄せが来て、この食糧行政、配給行政の方向に大きな問題が起つて来る、ということを認めなつておるかどうか、あるいはまた十五日間のうち予定されました十日間の内地米の配給予定が確保できるという決心を持つておいでになるか、どうですか。

○平野政府委員 国土調査の必要なことは先ほど来たび／＼申し上げましたように、政府としてはその必要を痛感しておるわけでありまして。従つてそれがために統計機構の整備拡充に努力をいたしておるわけ、ございします。

また配給の米食率維持の問題でございしますが、これはただいま二千万石の本年度目標の供出確保に努力いたしております。また場合によりましては特別早場米奨励金制度を設けたいということも目下検討いたし、需給推算に努力しております次第であります。

○中村(時)委員 早場米とおつしやいます、早場米とおつしやいますと二十九年産米です。この計画では二十

らいたいのです。こういう基礎台帳がはつきりしていないから、結局供出の制度においてもあなたはほんとうに的確なる二千万石がとれると思つておつても實際はとれない。そこで配給に對するところの問題で、今十五日分の配給に變動を來すのではないかということも言つておる。そうしたら初めの御答弁は早場米を云々するところおつしやる。早場米を云々するということは來年度分です。本年度分は的確に供出ができてないという結論になつて来る。それをみずから認めていच्छしやる、そういうふうに解釈してよいですか。

○平野政府委員 米食率は維持すべく、二千万石の供出は確保すべく努力いたしておるわけであります。

○中村(時)委員　それでは二千万石集まらなかつた場合に、政府としての責任をどうとられますか。たとえば供出される者には強権発動をするとか、そういう義務を政府は負わしておる。

ところが集まらなかった場合に、政府は集まらなかったで事を落そうとするのか、集まらなかった場合の責任をどうとらうとしておるのか、こういう点を明確に答えていただきたい。

○平野政府委員　ただいまは二千百万石集め得るという確信のもとに努力いたしておりますが、万一集まらなかつたような場合におきましては、先ほど申し上げましたような特別早場米奨励金制度を設けて、蠲免期の円滑を期する、あるいは繰越米の調整をはかつて行くということで、その場合に

○中村(時)委員　私が言つておるのは、集まらなかつた場合です。あなたは集まるとおつしやるが、集まらなかつた場合にどう責任をとるかという一点をお伺いしておるのです。片一方には強権発動でつかまえてひっぱたいて牢屋に飛び込ませる、こういう状態をつくりながら、政府の方だけはその責任のがれようとするから、その一点を私は言つておるのです。それに対してどう考えておられるのですか。

○平野政府委員　二千万石は達成し得ると考えておりますが、万一の場合におきましても遺憾のないように準備をいたしておるわけにあります。

○中村(時)委員 時間がないので集約してお尋ねしますが、そういうふうな基礎調査においても、あるいは先ほど

の検査員の法的根拠におきまして、このものつと大きな原因は、先ほど私の質問から来た御答弁であつたと思いますが、たとえばアメリカの追隨外交から来るこういう問題をあなたは認め

たわけですが、そういう基本的な問題をよく考えていただきたいということ。そしていよいよ本論に入るわけですが、たとえば先ほど芳賀委員も言われるように、各省において四・四%

の人員整理をやつておる。ところが農林省においては九・九五％の非常に強い線を出しておる。ところが、散漫になりますから統計に集約してみましよう。昭和二十四年度におきまして、統計で一万九千人の人間という実体があった。ところが昭和二十八年の現在におきましては一万二千七百二十五名と

線の各出張所に持つて行つてゐる。ところが各出張所の方はどうかといふと、昭和二十四年度において二十名くらいのところは十名くらい、ほとんど半分くらい減つてゐる。十名くらいのところは四名ないし五名くらいに減つてゐる。すなわち実際二、三割くらいしか減つてゐないのが、そういう一番大事な実体を把握せなければならぬところにすべてがしわ寄せされてゐる。また今般の待命の問題にいたしましたも、その大半が婦女子になつてゐる、そういう実態をあなたはどいうふうにお考へになつてゐるか。

○平野政府委員　農林省が九・九とい

うお話でありましたけれども、農林省の今御審議をいただいております率は、農林省全体を通じまするならば、

七・三でございます。これは通産の七・三、建設の七・二とはほぼ同様の数字でありまして、大体各省平均並のおつき合い、こういうことでございまして。ただ九・九というのは、統計調査

部の方はそういうふうになっておるわけでございますが、この程度の整理は現在全体の立場からいたしましてやむを得ない、妥当であると考えておるわけであります。

○中村(時)委員 今申しましたように、現在の人員ですら現状維持がやつとこどつこいんです。それはあなたも認めていらつしやるし、局長も認めていらつしやるにもかかわらず、たとえばここで統計なら統計を九・九%から切るといふことになる、――あなたはその方向に努力をして行くと言

こであなたはこのくらいのものはやむを得ぬとおつしやいますが、それであるならば、今言つたような実態を全部根底から認めないという結果が行爲の上において出て来る。それに対してあなたは自分の良識において正しく御答弁を願いたい。

○平野政府委員　人ささふやせばいいというような機械的な考え方はいたしておらぬわけでありまして、質の向上によつて目的を達成したいと考えております。

○中村(時)委員　統計というものは、あなたのおつしやる通りですが、ただ人ささふやせばいいというのはな

い。それだけの経験と調査マンとしての一つの学識と、そういうものが基礎になつて行くので、おいそれとでき上

るものではないのです。しかも今言つたように、地域において第一線になるところにしわ寄せされておる実態がここで現われておるのです。官庁で皆様方上の方の局長や部長あたりはどうで

もいいでしょうけれども、下の方になつて来ると、あるいは日本全体のわくの上から見れば、非常に重大な問題が起つてゐるのです。それに対して簡単に人をふやせばいいとか悪いとかいう

ことを言っているのではないのです。長年これだけ継続して一生懸命やつて来て、やつともものになるかならぬところに、こういう実態なんです。私の言っているのは、何もこの人たちが無能であるとは思ってないのです。それだけの経験とそれだけの実態を把握して一生懸命やつているのです。それに対し

できない状態にあるにかかわらず、さういふふうな大量首切りをやるというところに、実際さういふ調査が必要であると言つていながら、あなたの考へていることと逆行している行為を言つてゐるわけです。それに対してひとつ最後に御質問いたします。

○平野政府委員　御意見はよく拝聴いたしました。が、政府といたしましては、国民のとうとう税金によつてやつて参るわけでありまして、できるだけ少い陣容をもつて高度の能率を期する、さういふことが必要であると考えておるわけでありまして、従つて行政整理ということもやむを得ないと考えるわ

けであります。その中におきまして特に重要なもの、あるいはその重要性にいろいろあるわけありますが、こ

の程度のところが大體妥当ではないかという結論に達したわけであります。

○中村(時)委員　あなたのおつしやるこの程度の首を切られれば、下部においては、おそらく出張所は二名、三名

ということになるでしょう。その場合において何を意味しているかといえ
ば、労働過重よりほかにないのです。
あなた方はうまいものを食つて、たと
えば待合政治をやつて中川に行けるか

もしないけれども、下の方はそうは行かない。そうして二名、三名になつたときの労働過重というものは当然考へなければならぬと思います。これは統計調査部長にお尋ねしたい。必ずそういつた実態が私は出て来ると思う。今の統計事務所において九・九％からの首切りが行われた場合、必ずや労働過重

という線が各地域における第一線としては現われて来るであろうということが推察されるわけであります。それに對して部長にお伺いしたい。

それから最後に、もう時間がないので、これはもしも月曜日にやるならば、継続質疑にしたいだいたいことをお願いしておきます。

○安田説明員 お答えいたします。定員法で提案をされておりますのは、私も統計調査部の本省と事務所、出張所の統計の整理を、二年間でやれという案でありますけれども、二年間分を現定員と比較いたしますと九・九％であります。その内訳の私の基準といたしておりますものは、本省では一四％以上、事務所の本所の県庁所在地あたりになりまして、本所の段階において一三％強、出張所では八％強であります。

○田中(税)委員 統計調査部の部長にちよつとお尋ねしたい。今中村君からもお話がありましたように、整理をやりますと、どうしても下の方に労働強化が行われて来るというのであります。が、私どもいろいろ調べてみますと、まさにその通りであります。整理をするたびごとに上の方の課とか何とかいうようなものは減らない。そういうところにすわつてはいる人も減らない。その上に何か統計指導官室なんというものがあつて、そういうところに課長あたりであつたような人が入り込む。下の方がずつと人数が整理されて、仕事が多くなる。ところがこれはただ人員の上でそうなるだけでなく、たとえば少しけちな話になるかもしれませんが、旅費などという問題にいたしましたも、非常に顯著な傾向が現われてい

る。たとえば一人当り月額二千円ぐらの旅費の予算が計上してあります。ところがそういうものがずつと上の方に吸収されて、末端で働く人はせいぜい月八百円かそこらしかまわつて来ないというふうなことになる。一方また調査用の器具、器材というものの、たとえば具体的に自転車というやうなものもぼろ／＼になつてきわめて不備である。そこへ仕事が増えるというわけで、末端においては職員が困つて非難をあげているのが実情であります。部長はそういうことは十分御存じだろふと思ひますが、そういうことで一体いいものかどうか、ひとつ部長として責任ある御答弁を承りたい。

○安田説明員 お答え申し上げます。私どものやれと仰せつけられております調査業務と、このやることになつております行政機構及びこれに従事しております職員及びこれが使います機動力、調査用具、計算器具などにつきましては、能率——特にある意味の能率と申しましていいのですが、二十二年統計調査局が発足いたしましたその陣容、態勢ができたわけでありまして、日なお浅くて、林野庁の場合、食糧庁の場合、農事試験場の場合に比しまして、非常に不備であることを痛感いたしておりました。これが真実私どもの悩みであるわけでありまして、私どもの悩みであれば、私の悩みでもあります。れば、同時に実際業務を担当して、器材、器具、機動力を使ひまして努力しなくてはならぬ出張所の諸君は、特にその悩みがあることはお話の通りであります。せつかく毎年の予算ないしは行政機構または行政人員の整理の際に

は、ここ数年間国会の御理解ある方々のお力を借りまして、これが確保に努力をいたしておりますが、私どもの希望を遠ざかることはまだ相当なものでございまして、ただその事態を何とか逐次改善をして行くことについて認識しておる度合いにおきまして、私はあまり卑下をいたしません。部内外の方に比してむしろ非常によく存じておると思ひます。従ひまして旅費の配分というものは人の動き方に対する報酬のわけでありまして、その他物的施設におきましても、総予算の範囲内では第一線業務の上に重点を置いておるようになつておられます。下の方が出張所の数も当初より半分になりまして、そこにおります職員の数もおのづから、二十四年度に比べて五千人の整理をしつゝありますので、人は減つておりますが、他方行政上あるいは政治社会上的要請によりまして統計調査事務はますますふえております。そこでこの両者を調整いたしたために、企画設計の部面において、統計結果が同じ程度の信頼度が出るものを、必要な調査事項を数多く総合的に利用できるようにして、現場の実務は簡素化できるように考へておりますので、あるいは統計指導官室だとか課といったようなある部分の上位機関における課の数があるというところについては、この四年間その事実が幾らかありますが、それだからといつて上の方の人をふやしたことはございせん。絶えず整理があるときは、上の段階の方は先ほど申し上げましたように、率は多く、下の段階は率を少くするように配慮いたします。ただ任意希望をとりまします際に、反対の現象が起りますので、先ほど足鹿委員

にお答え申し上げましたように、あとで可能な範囲で、職員のこと考へて調整するように配慮いたしておる次第でございます。

○稲村委員長 中村委員を始め、まだ通告者の質疑が大部分終了いたしておりません上に、農林委員会からの申出会につきましては、内閣委員会においてあらためて協議いたすこととし、大分時間も経過しておりますので、本日はこの程度にいたしたいと存じます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時十五分散会